豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設

超大型コンデンサ解体エリア

給気用及び排気用活性炭吸着槽活性炭抜出業務

（配　布　資　料）

1.	「発注説明書」	７頁
2.	「委託契約書（案）」	１１頁
3.	「業務特記仕様書・業務共通仕様書」	３１頁
4.	「現場説明書」	２頁
5.	「入札（見積）者に対する指示書」	１９頁
6.	「競争参加資格確認申請書」	１枚

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田 PCB 処理事業所

発注説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の「豊田 PCB 廃棄物処理施設　超大型コンデンサ解体エリア　給気用及び排気用活性炭吸着槽活性炭抜出業務」に係る入札公告(業務)に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

１　公告日　　令和 8 年 10 月 15 日

２　契約職　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
　　豊田 PCB 処理事業所 所長 大井　勇一

３　業務概要

(1)　業務名　　豊田 PCB 廃棄物処理施設　超大型コンデンサ解体エリア　給気用及び排気用活性炭吸着槽活性炭抜出業務

(2)　業務場所　愛知県豊田市細谷町 3 丁目 1 番地 1

(3)　業務内容　豊田 PCB 廃棄物処理施設の超大型コンデンサ解体ブース用に設置してある給気用活性炭吸着槽及び排気用活性炭吸着槽内にある活性炭を抜出しドラム缶に収納の上、指定する場所に運搬保管する。
詳細は別紙特記仕様書による。

(4)　業務期間　契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

(5)　本業務は、競争参加希望者に競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「競争参加資格申請書」という。)の提出を求め、競争参加資格が確認された者による入札により契約する業務である。

４　競争参加資格

競争参加資格申請書の提出期限(令和 8 年 10 月 30 日)において、次に掲げる条件を全て満たしている者(以下「有資格者」という。)であること。

(1)　有資格者の条件

①　予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

③　営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。

④　競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

⑤　会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き申立がなされている者でないこと。

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

⑦　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

⑧　令和 7・8・9 年度に有効な全省庁統一資格「役務の提供等、営業品目(建物管理等各種保守管理もしくはその他)」を有する者

⑨　仕様書等に指示された要件等をすべて満たすことができること。

(2)　その他

①　JESCO が発注した業務等の契約において、次の(ｲ)から(ﾍ)のいずれかに該当する

と認められる者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者については、その事実があった後２年間を経過しない場合には、競争参加資格を認めないことがある。

(ｲ) 契約の履行に当たり故意に業務若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(ﾛ) 公平な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ﾊ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

(ﾆ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ﾎ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ﾍ) 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

②①に該当する者を入札代理人として使用する者については競争参加資格を認めないことがある。

5　担当部課

〒471-0853　愛知県豊田市細谷町３丁目１番地１
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所　総務課(担当：秋谷)
TEL 0565-25-3110　FAX 0565-24-0543
Ｅメール　keiko.akiya@jesconet.co.jp

6　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。
なお､期限までに競争参加資格申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 競争参加資格申請書作成説明会　　無

(3) 競争参加資格申請書の提出

① 提出期間：令和８年 10 月 15 日(木)午前 10 時から
令和８年 10 月 30 日(金)午後４時まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く
(午後０時から午後１時は除く。以下同じ。)

② 提出場所：５に同じ。

③ 提出方法：競争参加資格申請書の提出は、提出場所へ持参又は送付することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない。(送付の場合は書留郵便又は信書扱いの宅配便とし、提出期間末日の午後４時必着とする。)

④ 提出部数：**２部(正１部、副１部)**とし、それぞれ脱落の無いように簡易製本とする。

(4) 競争参加資格申請書の内容
競争参加資格申請書は、様式１により作成すること。

(5) 競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

①全省庁統一資格の令和７･８･９年度競争参加資格認定通知書の写し(当該資格を申請中の者は申請書の写し。但し入札時には認定通知書の写しを提出すること。)及び競争参加資格申請書に記載されている資料を提出すること。

(6) 競争参加資格の確認は､競争参加資格申請書の提出期限の日をもって行うものとし、

その結果は令和８年11月９日(月)までに通知する予定である。

(7) その他

① 競争参加資格申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

② 提出された競争参加資格申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された競争参加資格申請書は返却しない。

④ 提出期限以降における競争参加資格申請書の再提出(部分的な再提出を含む。以下同じ。)は認めない。

⑤ 競争参加資格申請書に関する問い合わせ先は５に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和８年11月10日(火) 午後４時00分

② 提出場所：５に同じ。

③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2)　契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和８年11月13日(金)までに書面により回答するものとする。

8　発注説明書に対する質問及び回答

(1)　本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容についての質問がある場合は、次に従い、書面(入札(見積)者に対する指示書 質問･回答書)により提出すること。

①　提出期間：

[競争参加資格に関するもの]

令和８年10月15日(木)から令和８年10月22日(木)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで

[発注内容に関するもの]

令和８年11月16日(月)から令和８年11月20日(金)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで

②　提出場所：５に同じ。

③　提出方法：書面は持参し、又は送付(FAX及びWebメールでの添付でも可。但し後日正本を提出。)することにより提出するものとする。(送付による場合も、末日の午後４時必着とし、JESCOに着信を確認すること。)

(2)　(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①　閲覧期間：

[競争参加資格に関するもの] (質問者には FAX 若しくは Web メールにて通知する。)

令和８年10月27日(火)から令和８年10月29日(木)まで(午前10時から午後４時まで)

[発注内容に関するもの]　(競争参加資格者にはFAX若しくはWebメールにて通知する。)

令和８年11月27日(金)から令和８年12月２日(水)まで(午前10時から午後４時まで)

②　閲覧場所：５に同じ。

(3)　参加資格のあることが確認された者のうちの希望者に現場案内を行う。

① 案内箇所：豊田 PCB 処理事業所
② 案内日時：令和 8 年 11 月 13 日(金)から令和 7 年 11 月 16 日(月)　1 時間程度
（日時等は JESCO から指定する）

9　入札の日時及び場所等
(1) 日時　　令和 8 年 12 月 9 日(水)午後 4 時 00 分
(2) 場所　　5 に同じ。
(3) 提出方法 持参又は送付（送付の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便によるものとし、提出期間末日までに必着。）

１０　開札の日時及び場所等
(1) 日 時　　令和 8 年 12 月 10 日(木)午前 10 時 00 分
(2) 場 所　　5 に同じ
立会方式の開札を実施しない。

１１　入札方法等
(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。入札及び再度入札で落札されないときは、随意契約の交渉を行う。

１２　入札保証金　免除

１３　契約保証金　免除

１４　入札金額内訳書の提出
(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求める。
(2) 入札金額内訳書の様式は自由であるが、記載内容は数量総括表に掲げる業務区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したものに、商号又は名称並びに住所及び業務名を記載するとともに押印すること。
(3) 入札の際に入札金額内訳書が未提出であるとき又は提出された入札金額内訳書に未記入等不備があるときは，当該入札金額内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある。
(4) 入札金額内訳書を必要に応じ公正取引委員会等に提出することがある。

１５　入札の無効
入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者の行った入札並びに別冊「現場説明書」及び別冊「入札(見積)者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、契約職により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時にお

いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他、４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

１６　落札者の決定方法

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)において、落札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき、若しくは正当な理由なく協議に応じない等落札者の対応が不誠実と認められる場合は、新たな入札契約手続を行う。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第 85 条の調査(低入札価格調査)を行うものとする。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

１７　契約金額内訳明細書の提出

落札者は、入札後速やか(概ね 2 週間以内)に落札価格に対応する契約金額内訳書を提出すること。

１８　手続における交渉の有無　無

１９　契約書作成の要否等

別冊委託契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

２０　支払条件　完了払とする。

２１　火災保険等の付保の要否　必要に応じて。

２２　当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

２３　再苦情申立て

JESCO の契約職からの競争参加資格が無いと認めた理由の説明に不服がある者は、上記８(2)の回答を受けた日から起算して 7 日内に書面により、契約職に対して再苦情の申立を行うことができる。当該再苦情の申立については、入札監視委員会が審議を行う。

２４　関連情報を入手するための照会窓口５に同じ。

２５　その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊「入札(見積)者に対する指示書」及び別冊「委託契約書(案)」を熟読し、遵守すること。

(3) 競争参加資格申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づ

く指名停止を行うことがある。

(4) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める業務目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正に認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金の変更を行うものとする。

(5) 国庫補助金に係る提出資料

本業務に係る施設整備に関する国庫補助金等の官公署提出資料等の作成提出を要求することがある。この場合は提出すること。

(6) 本業務期間は操業中である。また、別途発注する各種改修業務等の施工も予定している。

(7) 別添様式等

① 委託契約書(案)
② 業務特記仕様書・業務共通仕様書
③ 現場説明書
④ 入札(見積)者に対する指示書
⑤ 競争参加資格確認申請書

別紙　「発注手続日程」
豊田 PCB 廃棄物処理施設　超大型コンデンサ解体エリア　給気用及び排気用活性炭吸着槽活性炭抜出業務

入　札　公　告（ＨＰ）	１０月１５日（木）
発注説明書の交付期間（ＨＰ）	１０月１５日（木） ～１０月２９日（木）
競争参加資格等に関する 質問回答書の提出期間	１０月１５日（木） ～１０月２２日（木）
同質問回答書に対する回答閲覧期間	１０月２７日（火） ～１０月２９日（木）
競争参加申請書提出期限	１０月３０日（金）
競争参加資格の確認結果の通知	１１月９日（月）（予定）
競争参加資格がないと認めた場合の 説明要求期限	１１月１０日（火）
理由の説明要求に係る回答期限	１１月１３日（金）
現場説明会	１１月１３日（金） ～１１月１６日（月）
発注内容に関する 質問回答書の提出期間	１１月１６日（月） ～１１月２０日（金）
同質問回答書に対する回答閲覧期間	１１月２７日（金） ～１２月２日（水）
入　札　日	１２月９日（水）１６：００
開　札　日	１２月１０日（木）１０：００
契約締結日	１２月１７日（木）（予定）

※期間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前 10 時～12 時及び午後 1 時～4 時

委　託　契　約　書　（案）

1　業　務　名　　豊田 PCB 廃棄物処理施設　超大型コンデンサ解体エリア　給気用及び排気用活性炭吸着槽活性炭抜出業務

2　業務期間　　自　令和○年○月○日
　　至　令和○年○月○日

3　業務委託料　　金○,○○○,○○○円
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金○○○,○○○円）

4　支払方法　　完了払

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和○年○月○日

委託者　住　所　愛知県豊田市細谷町三丁目１番地１
　　氏　名　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
　　豊田ＰＣＢ処理事業所
　　所　長　　大井　勇一　　印

受託者　住　所
　　氏　名

印

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（特記仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、契約書及び仕様書に記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の業務期間（以下「業務期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　委託者は、その意図する業務を遂行させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受託者は、この契約書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者で協議がある場合を除き、業務を遂行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

８　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第３５条の規定に基づき、委託者と受託者で協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権等の譲渡等）

第４条　受託者は、成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第２１条から第２８条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

２　委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

３　委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない

場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又第１条第５項の規程にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

６　委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第１０条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第１２条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託の禁止）

第５条　受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、業務の一部であってあらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（特許権等の使用）

第６条　受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務管理者）

第７条　受託者は、業務管理者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

２　業務管理者は、この契約の履行に関し、その運営及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を履行することができる。

３　委託者は、業務管理者又は第５条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の遂行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に委託者に通知しなければならない。

（調査社員）

第８条　委託者は、調査社員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査社員を変更したときも、同様とする。

２　調査社員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査社員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の業務管理者に対する業務に関する指示

二　この契約書および仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三　この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務管理者との協議

四　業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

３　委託者は、２名以上の調査社員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査社員の有する権限の内容を、調査社員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあ

っては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく調査社員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、調査社員を経由して行うものとする。この場合においては、調査社員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

（業務計画書の提出）

第９条　受託者は、この契約締結後、１４日以内に仕様書に基づき、業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

（条件変更等）

第１０条　受託者は、業務を遂行するに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

一　仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　仕様書に誤謬又は脱漏があること。

三　仕様書の表示が明確でないこと。

四　履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五　仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　委託者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、受託者は委託者の行う調査に立ち会わなければならない。

（仕様書の変更）

第１１条　委託者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受託者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の一時中止）

第１２条　委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（適正な業務期間の設定）

第１３条　委託者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による業務期間の延長）

第１４条　受託者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に業務期間の延長変更を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。委託者は、その業務期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による

場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による業務期間の短縮等）

第１５条　委託者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

２　委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務期間の変更方法）

第１６条　業務期間の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わなかったときは、委託者が定め、受託者に通知する。

（業務委託料の変更方法等）

第１７条　業務委託料の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者で協議して定める。

（一般的損害の負担）

第１８条　業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第１９条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

第２０条　委託者は、第１１条、第１２条、第１４条、第１５条及び第１８条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第２１条　受託者は、業務を終了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者又は委託者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受託者の立会いの上、業務の終了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
４　受託者は、業務が前２項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じて委託者の検査を受けなければならない。

（業務委託料の支払）

第２２条　受託者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
２　委託者は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに業務委託料を支払わなければならない。
３　委託者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第２３条　委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
２　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
一　履行の追完が不能であるとき。
二　受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
四　前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の任意解除権）

第２４条　委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第２６条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第２５条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
二　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
三　業務管理者を配置しなかったとき。
四　正当な理由なく、第２３条第１項の履行の追完がなされないとき。
五　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第２６条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第３条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
二　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
三　受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
四　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
五　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
六　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
八　第２８条又は第２９条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
九　受託者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２７条　第２５条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第２８条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第２９条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第１１条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

二　第１２条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、一時中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその一時中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３０条　第２８条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第３１条　委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を終了した部分があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

２　前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

３　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第３２条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　履行期間内に業務を完了することができないとき。

二　この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三　第２５条又は第２６条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第２５条又は第２６条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
二　成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
一　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
二　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
三　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項第一号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額とする。
（受託者の損害賠償請求等）
第３３条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
一　第２８条又は第２９条の規定によりこの契約が解除されたとき。
二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　第２２条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
（契約不適合責任期間等）
第３４条　委託者は、引き渡された成果物に関し、第２１条第３項又は第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
３　委託者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
４　委託者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
５　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せ

ず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（紛争の解決）

第３５条　この契約の各条項において委託者と受託者で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、委託者受託者双方の同意により選任した調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者で協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者のそれぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者の間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第３６条　本契約に関し、受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の１０分の１に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

一　本契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に

対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　本契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第３７条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。

業　務　特　記　仕　様　書

令和８年９月４日
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所
解体・撤去 PT

１．件名

豊田 PCB 廃棄物処理施設
超大型コンデンサ解体エリア　給気用及び排気用活性炭吸着槽活性炭抜出業務

２．業務期間

契約締結日～令和９年２月 26 日

３．業務場所

愛知県豊田市細谷町三丁目１番地１　豊田 PCB 廃棄物処理施設
超大型コンデンサ解体エリア他

４．関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、共通仕様書に示す関係法令等の他に特筆すべき関係法令等
なし

５．業務関係図書

以下の業務関係図書を、それぞれの期間に要求冊数提出すること。

（１）作業前
- ☑ 作業計画書　１部
- ☑ 実施体制表　１部
- ☑ 全体工程表（当事業所内作業がある場合は、その作業予定期間と予定工数を記載）　１部
- ☑ 作業要領書　１部
- ☑ 安全審査会に必要な書類　参加人数分
  （☐ 高所　☐ 火気　☑ 酸欠　☐ 漏液リスク　☐ その他）

（２）作業中
- ☑ 作業当日の作業届　１部（作業前日の 14 時まで）

（３）完了後
以下資料をクリップ止め、もしくは A4 ファイル綴じで１部提出すること。
- ☑ 完了報告書
- ☑ 実績工程（当事業所内作業がある場合は、作業前に提出した工程表に実績工程と工数を追記）
- ☑ 業務写真等（事業所内作業がある場合はその作業状況が分かるもの）

６．貸与品、支給品

業務の実施に当たり、共通仕様書に示す貸与品の他に特筆すべき貸与品、支給品
貸与品：専用吸引装置、移動式活性炭装置
支給品：廃活性炭用ドラム缶

７．解体撤去管理レベル

下記の作業場所はレベルⅢとする。
・排気用活性炭吸着槽が設置してある大型／車載トランス解体エリア
・活性炭吸着槽を開放し活性炭吸引作業を実施する場所
・吸引した活性炭をドラム缶に収納する場所
その他の作業場所はレベルⅡとする。

８．関係官公庁への手続き

なし

９．業務概要

解体撤去する大型／車載トランス解体エリアにある超大型コンデンサ解体ブース用に設置してある給気用活性炭吸着槽（1AD-6310）及び排気用活性炭吸着槽（1AD-6311）内にある活性炭を抜出しドラム缶に収納の上、指定する場所に運搬保管する。

１０．業務内容

（１）給気用活性炭吸着槽（1AD-6310）

①単管等を利用して上面も含め囲い養生を施工する。
活性炭の粉塵が発生するので周囲を汚染しないよう隙間なく養生する。
集塵装置を設置し、粉塵の飛散を防止する。必要に応じ委託者の所有する移動式活性炭装置を集塵装置として貸与する。但し、運搬は受託者にて実施する。

②専用吸引装置をセットし、排気ホースを排気口に接続する。
専用吸引装置は委託者所有のものを貸与する。但し、運搬は受託者にて実施する。

③廃活性炭用ドラム缶をセットする。ドラム缶は必要数（8 本予定）を委託者にて準備する。
現場までの運搬は受託者にて実施する。
ドラム缶には必ず内袋（ポリ袋）をセットする。内袋は受託者で準備する。

④活性炭吸着槽の上面蓋を開放する。

⑤専用吸引装置を運転し、ノズルで槽内の活性炭を吸引する。
廃活性炭用ドラム缶がいっぱいになったら順次交換しながら全量を吸引する。

⑥ドラム缶毎に分析用として約 200ｇずつサンプリングし発注者に引き渡す。

⑦養生を撤去し周囲を清掃する。

⑧廃活性炭を収納したドラム缶は委託者の指定した場所に運搬し保管する。
活性炭吸着槽の設置場所と通路の間には段差があるので、あらかじめ必要な準備をして対処する事。

（２）排気用活性炭吸着槽（1AD-6311）

①単管等を利用して天井まで含む囲い養生を施工する。
活性炭を吸引する場所と廃活性炭をドラム缶に収納する場所が異なるので、どちらにも同様の養生を実施する。
活性炭の粉塵が発生するので周囲を汚染しないよう隙間なく養生する。
集塵装置を設置し、粉塵の飛散を防止する。必要に応じ委託者の所有する移動式活性炭装置を集塵装置として貸与する。但し、運搬は受託者にて実施する。

②専用吸引装置をセットし、排気ホースを排気口に接続する。
専用吸引装置は委託者所有のものを貸与する。但し、運搬は受託者にて実施する。

③廃活性炭用ドラム缶をセットする。ドラム缶は必要数（25 本予定）を委託者にて準備する。
現場までの運搬は受託者にて実施する。
ドラム缶には必ず内袋（ポリ袋）をセットする。内袋は受託者で準備する。

④活性炭吸着槽の上面蓋を開放する。

⑤専用吸引装置を運転し、ノズルで槽内の活性炭を吸引する。
ドラム缶がいっぱいになったら順次交換しながら全量を吸引する。

⑥ドラム缶毎に分析用として約 200ｇずつサンプリングし発注者に引き渡す。

⑦養生を撤去し周囲を清掃する。

⑧活性炭を収納したドラム缶は委託者の指定した場所に運搬する。

（３）ドラム缶の一時保管

①廃活性炭を収納したドラム缶は７階保管庫へ運搬する。

②７階保管庫への運搬は６階スラッジコンテナエリアへ運搬後専用のホイストを使用し、荷上げ後保管庫へ運搬する。

③７階保管庫内の委託者が指定した場所に整理して保管する。

１１．安全衛生対策

（１）ばく露防止対策

本件において、大型／車載トランス解体エリア内での作業及び活性炭抜出しに直接係る作業の管理レベルはレベルⅢとする。レベル設定の考え方を表１に示す。

表１　作業箇所の解体撤去管理レベルの整理

	PCB 付着レベル PCB 作業環境濃度 (μg/m³)	高濃度 PCB 付着 レベル	低濃度 PCB 付着 レベル	該当性判断基準以下	
PCB 開放状態	10 超	レベルⅢ	レベルⅢ	レベルⅢ	
	0.5 以上 10 以下	レベルⅢ	レベルⅡ	レベルⅠ	
	0.5 未満	レベルⅢ	レベルⅡ	一般区域	非管理
PCB 非開放状態	0.5 以上 10 以下	レベルⅠ	レベルⅠ	レベルⅠ	
	0.5 未満	一般区域	一般区域	一般区域	非管理

（２）業務管理レベルと必要な保護具

本業務の作業エリアとなる大型／車載トランス解体エリアの PCB 濃度を（表 2 参照）及び PCB を含んだ活性炭を取扱う事から、本業務の管理レベルはレベルⅢとする。

表 2 大型／車載トランス解体エリアの PCB 濃度

業務場所	濃度	
	濃度の種類（測定時期）	μg/m³
大型／車載トランス解体エリア	付着濃度（2025 年度）	1400～31000μg/100 ㎠
	作業環境濃度（2025.10）	1.2μg/m³

業務実施に際しては、適切な保護具を使用して作業に当たることで、作業者への PCB ばく露を防止すること。

解体撤去管理レベルⅢで着用する保護具の例を図 1、保護具の仕様等を表 3 に示す。

図１　解体撤去管理レベルⅢの保護具の例

表３　解体撤去管理レベルⅢの保護具

名称	仕様等
保護帽	ヘルメット（レベルⅢ専用）
保護マスク	全面体マスク（ろ過式、動力なし、指定防護係数（4～50））、プレッシャデマンド型送気マスク（全面形、指定防護係数 1000）又は有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具（JIS T 8154 、漏れ率 IS 級（0.1%以下））にフィルタ（シゲマツ製 有機ガス用で活性炭入りの V3/OV など）を装着等
保護衣	全身化学防護服(JIS T 8115) タイプ３（液体防護用密閉服）
作業靴	化学防護長靴(JIS T 8117)
手袋	化学防護手袋(JIS T 8116)　インナー手袋を使用のこと
保護眼鏡	保護面付（面体は全面形）

保護具（防護服、保護マスク、保護マスク用吸収缶、ヘルメット、靴、手袋、保護眼鏡等）やウエス（紙、布）等は受託者が用意すること。
これらを使用したことで PCB に汚染された保護具については、委託者が処理する。

（３）酸欠防止
　本業務は槽内に入る作業が含まれる。槽内作業を実施する場合は酸欠作業として「酸素欠乏危険作業要領」に則り安全に作業を実施する。

１２．その他特記事項

（１）業務時期の詳細は発注者と調整の上決定する。
（２）専用吸引装置、移動式活性炭装置の電源は所内のコンセント使用可とする。事前にコンセントの場所及び形状を確認し、必要に応じ延長コード、アダプタ等を受託者にて準備する。
（３）その他一般事項は共通仕様書に従う。
（４）本仕様書に定められていない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

添付資料１　：１階平面図　槽設置場所及び運搬経路
添付資料２　：６階平面図　運搬経路及び方法
添付資料３　：７階平面図　ドラム缶一時保管場所
添付資料４　：給気活性炭吸着槽（1AD-6310）外形図
添付資料５　：排気活性炭吸着槽（1AD-6311）外形図
添付資料６　：各設備の状況
添付資料７　：酸素欠乏危険作業要領

－　以　　上　－

添付資料1　１階平面図

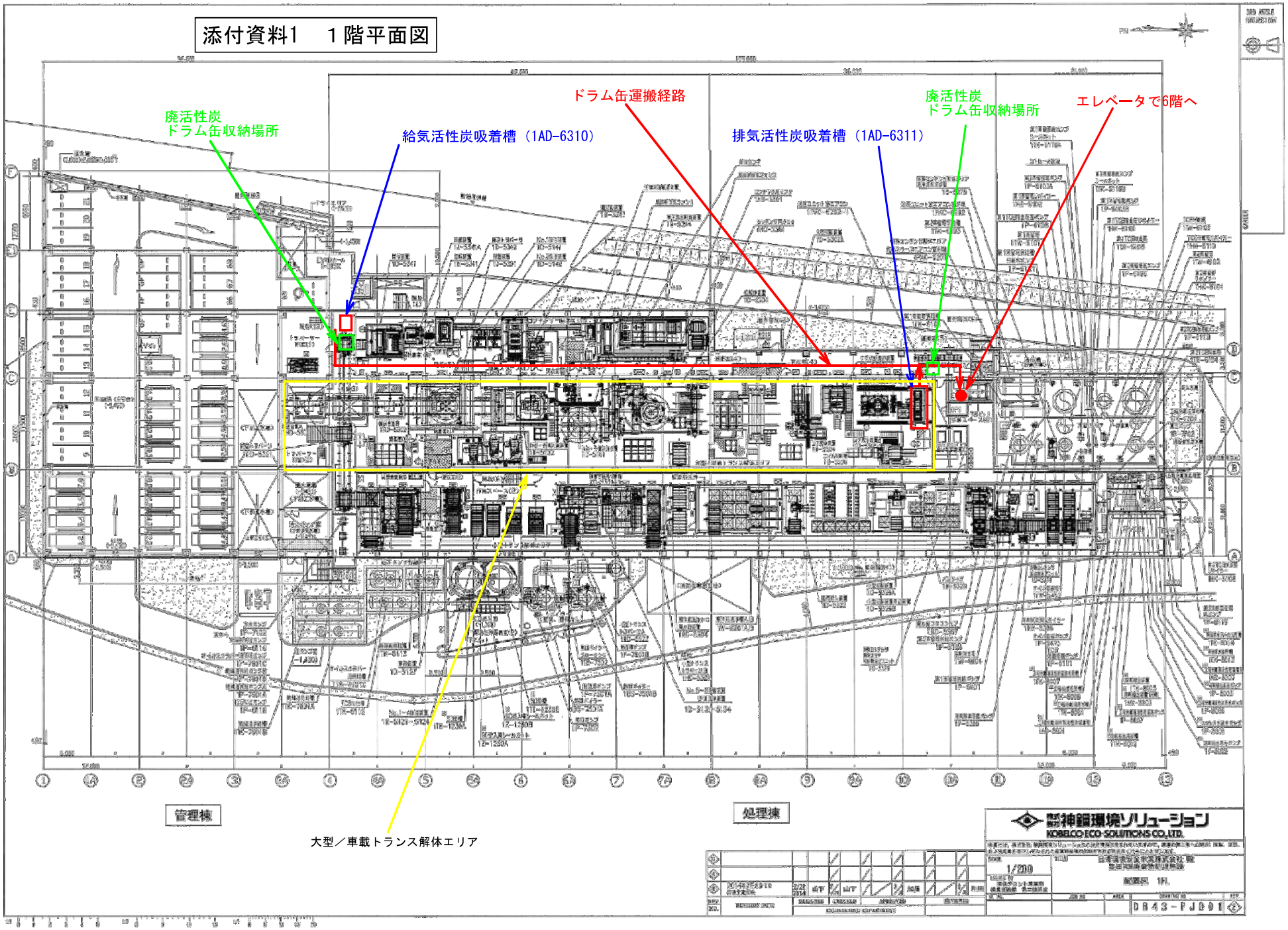
廃活性炭
ドラム缶収納場所
給気活性炭吸着槽（1AD-6310）
ドラム缶運搬経路
排気活性炭吸着槽（1AD-6311）
廃活性炭
ドラム缶収納場所
エレベータで6階へ
管理棟
処理棟
大型／車載トランス解体エリア
株式会社神鋼環境ソリューション
KOBELCO ECO-SOLUTIONS CO.,LTD.
1/200
配置図 1FL
D843-PJ001

添付資料2　6階平面図

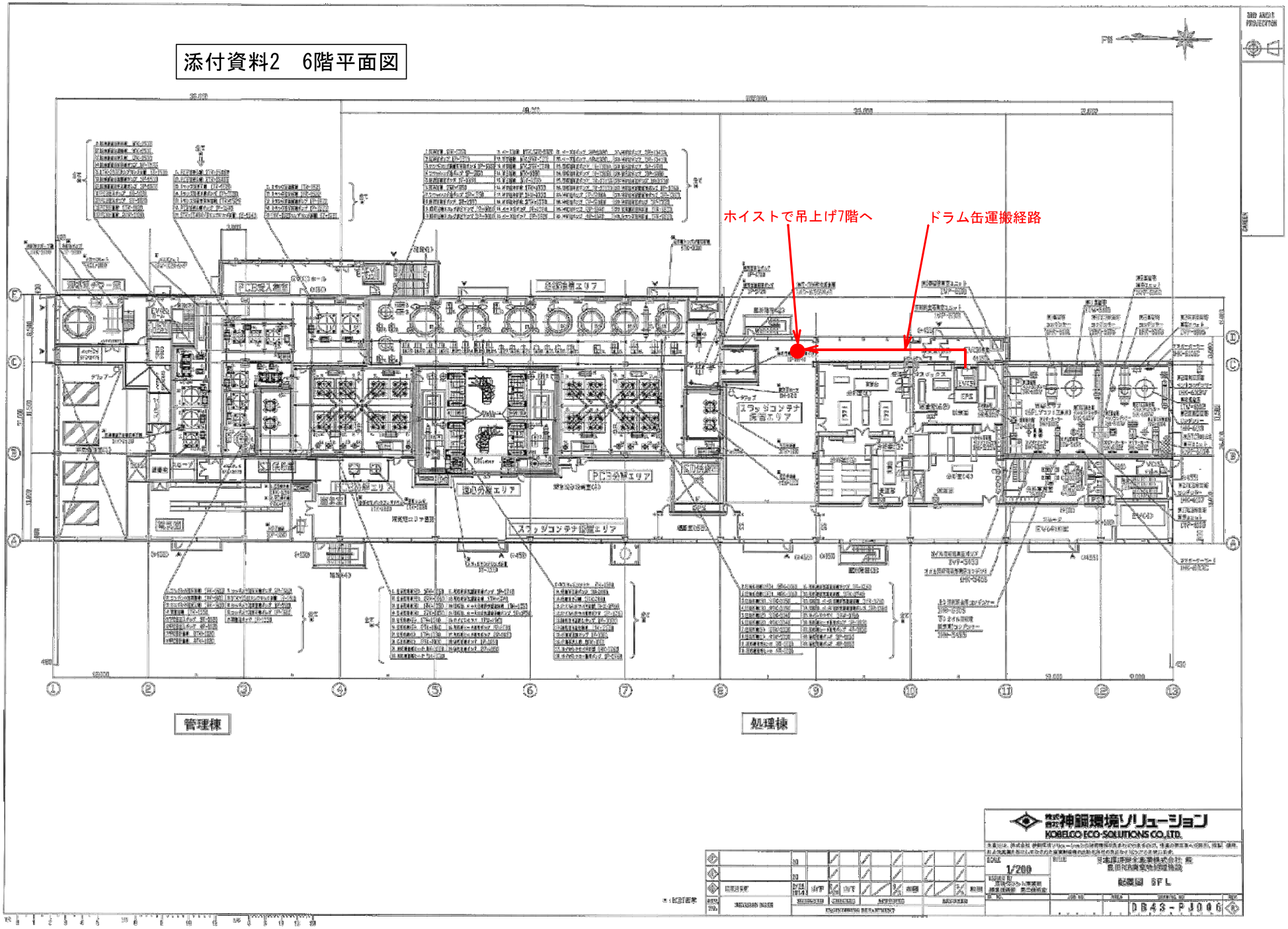

ホイストで吊上げ7階へ
ドラム缶運搬経路
管理棟
処理棟
PCB分解エリア
スラッジコンテナ保管エリア
スラッジコンテナ設置エリア
PCB受入機器
株式会社神鋼環境ソリューション
KOBELCO ECO-SOLUTIONS CO.,LTD.
1/200
配置図 SFL
DB43-PJ006

添付資料3　7階平面図

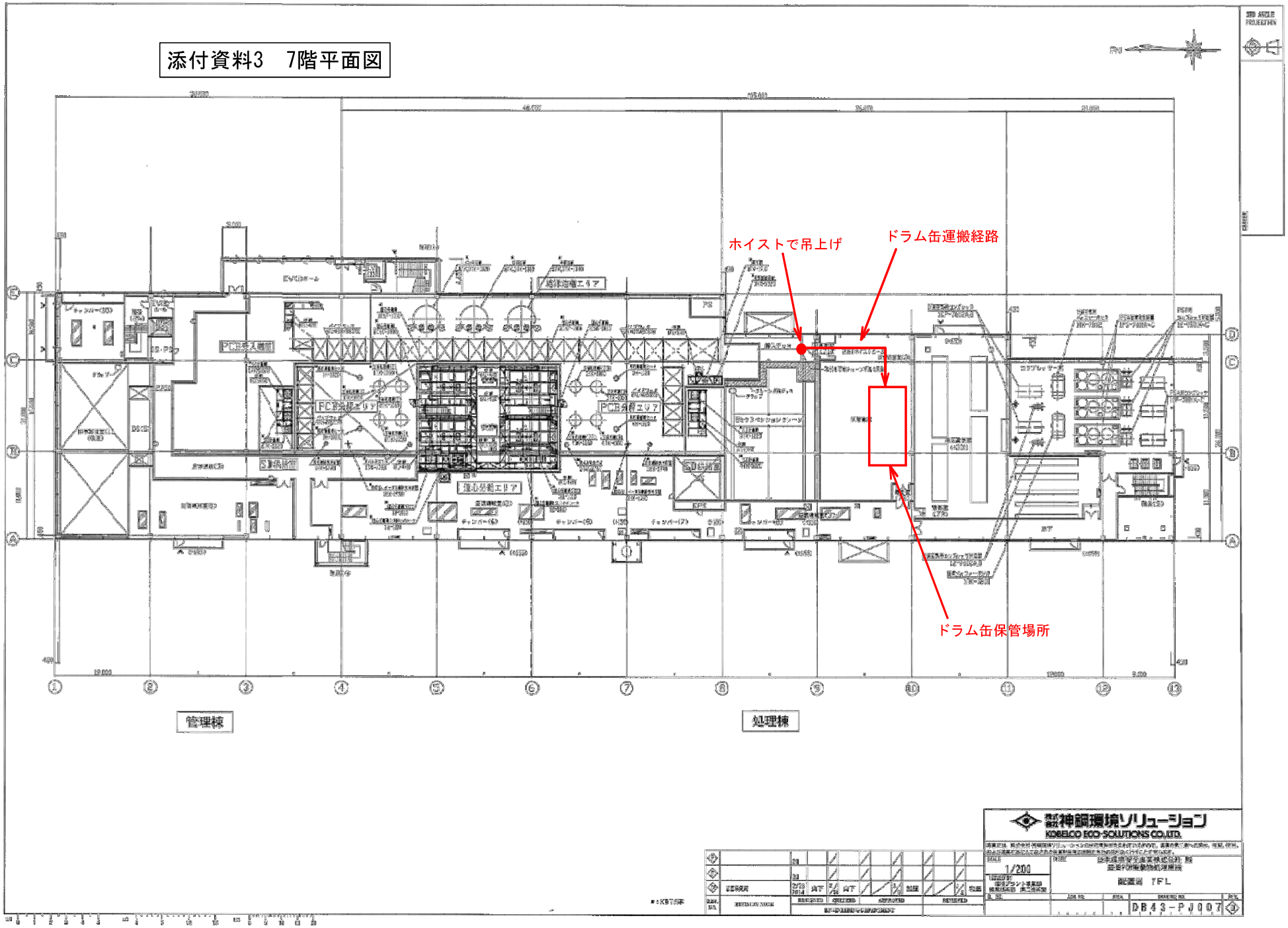
ホイストで吊上げ
ドラム缶運搬経路
ドラム缶保管場所
管理棟
処理棟
神鋼環境ソリューション
KOBELCO ECO-SOLUTIONS CO.,LTD.
1/200
配置図　TFL
DB43-PJ007

添付資料4　給気活性炭吸着槽外形図

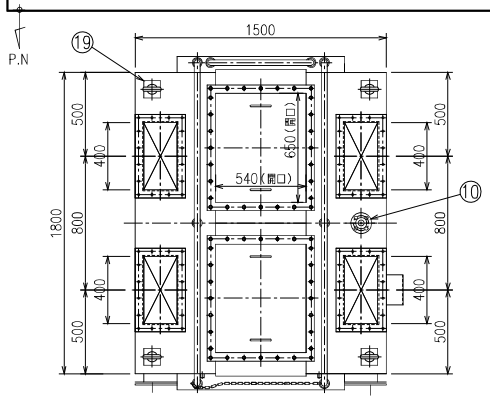

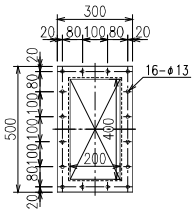

吸込口・吐出口詳細
(S=1/20)

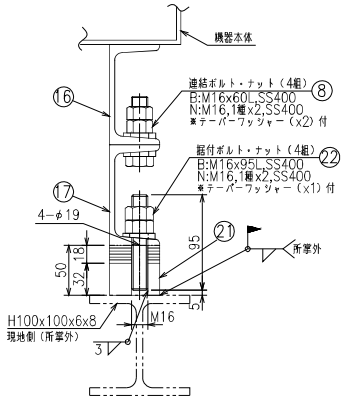

ベース・機器座詳細
(S=1/5)

設計仕様		
活性炭充填槽	型式	横置型
	線流速	0.6 m/s
	定格風量	5,140 m³/h
	ベッド厚	500 mm
	活性炭重量(有効部)	499 kg (充填密度420kg/m³換算)
	材質 充填材	活性炭
	材質 パンチング	SUS304

塗装仕様			
機器内面	素地調整	2種ケレン	
	下塗り	変性エポキシ樹脂下塗塗料	1回塗り(60μm)
	中塗り	エポキシ樹脂中塗塗料	1回塗り(35μm)
	上塗り	エポキシ樹脂上塗塗料	1回塗り(30μm)
	塗装色	10GY 8/2	
機器外面手摺	素地調整	2種ケレン	
	下塗り	錆・マルムフリー 錆止ペイント	2回塗り(70μm)
	中塗り	フッ素樹脂塗料	1回塗り(30μm)
	上塗り	フッ素樹脂塗料	1回塗り(25μm)
	塗装色	機器外面	10GY 8/2
		手摺	2.5Y 8/12

設計仕様		
機器名称	超大型コンデンサ解体ブース 給気活性炭吸着槽	
機器番号	1AD-6310	
基数	1基	
処理流体	空気+PCB	
耐震クラス	設計用: −	申請用: −
	水平:0.3	垂直: −
設計風量	4,581 Nm³/h	
設計温度	60 ℃(設計ガス温度 25℃)	
設計圧力	−10 kPaG	
運転風量	5,000 m³/h at 25℃	
運転温度	25 ℃	
運転圧力	−5 kPaG	
空重量	約 1,410 kg	
活性炭充填量	約 590 kg	
最大運転重量	約 2,300 kg	
保温	無し	
備考	上記活性炭充填量は高密度を420k/m³にて算出。活性炭の高密度には幅がある為実際の手配数量は5%程度の余裕をみて手配数量を決定の事。	

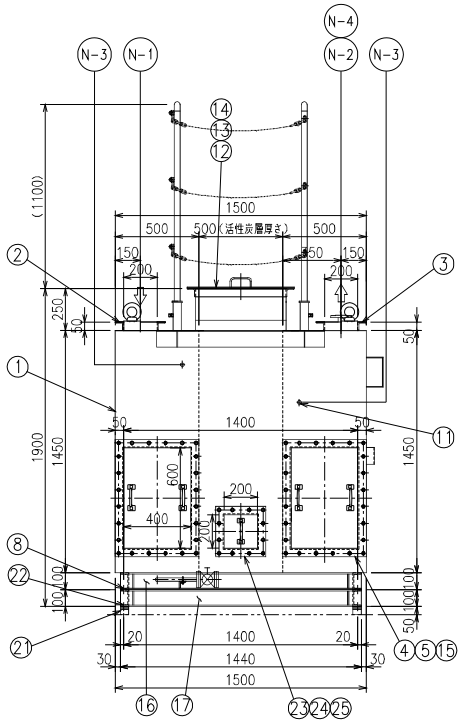

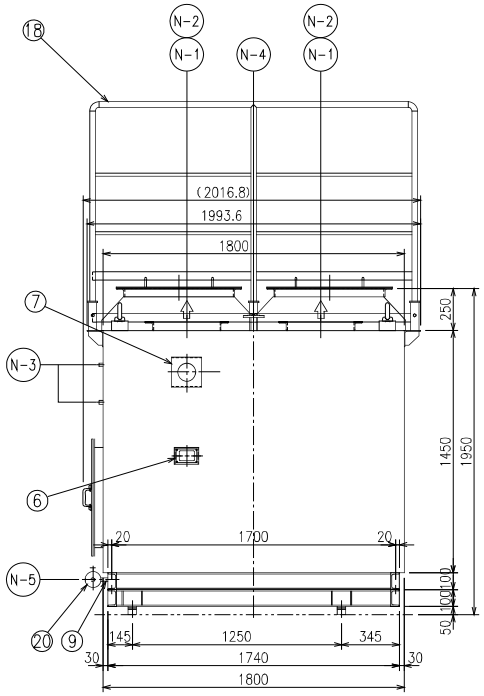

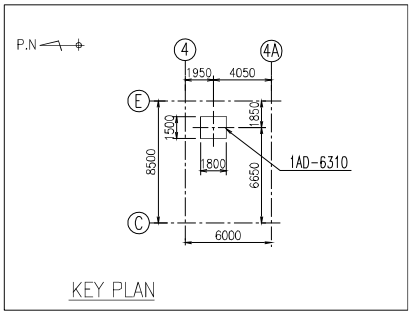

注記 1) Ⓢ印は、ミルシート提出材とする。

	番号	名称	規格	材質	個数	備考
	25	排液口用ガスケット	t5xW50	フッ素ゴム	1式	
	24	排液口蓋	t3.2, FB50x6	SS400	1組	M10ボルト30L/ナット/ワッシャ(x12組,メッキ品)付
	23	排液口	L50x50x6	SS400	1組	200(W)x200(H)(開口寸法)
	22	基付ボルト/ナット	B:M16x95L N:M16 1種x2	SS400	4組	テーパーワッシャー(x1)付
	21	機器座	t3.2, ライナー18mm分	SS400	4組	ライナー:t3.2x3,t1.6x3,t1.2x3
	20	オイルドレンバルブ	15A JIS 10K FF	SCS 13A	1	開閉ハンドル(x1)・t3フッ素ゴムガスケット(x2)付 M12ボルト145/ナット(x8組,メッキ品)付
	19	吊り金具/当板	M30アイボルト/150	SS400	4式	アイボルトは取り外し可
	18	手摺	25ARB-16,FB-50x4.5	SGP/SS400	3式	(脱着式)・固定用M12ボルト25L(16個,メッキ品)付
	17	脚付ベース	[100x50x5, t6	SS400	1式	
	16	ベース	[100x50x5, t6	SS400	1式	
	15	点検口用ガスケット	t5xW50	フッ素ゴム	2式	
	14	活性炭充填口用ガスケット	t5xW50	フッ素ゴム	2式	
	13	活性炭充填口蓋	t3.2, FB50x6	SS400	2	M10ボルト30L/ナット/ワッシャ(x56組,メッキ品)付
	12	活性炭充填口	L50x50x6	SS400	2式	
	11	差圧計用ソケット	Rc 1/4	SS400	2	
	10	温度計管台	25A Sch40/JIS 10K RF	STPG370/SS400	1式	t3フッ素ゴムガスケット(x1)・M16ボルト150/ナット(x4組,メッキ品)・閉止フランジ(x1)付
	9	ドレンノズル/フランジ	15A Sch40/JIS 10K FF	STPG370/SS400	1式	
	8	連結ボルト/ナット	B:M16x60L N:M16 1種x2	SS400	4組	テーパーワッシャー(x2)付
	7	差圧計/差圧計取付座	t3.2	PC/SS400	1式	差圧計レンジ 活性炭:0~2kPa
	6	銘板/銘板座	t1.0,t3.2	SUS304/SS400	1式	
	5	点検口蓋	t3.2, FB50x6	SS400	2組	M10ボルト30L/ナット/ワッシャ(x48組,メッキ品)付
	4	点検口	L50x50x6	SS400	2組	400(W)x600(H)(開口寸法)
	3	吐出口	L50x50x6	SS400	2	相フランジ(x2)・コーキシールドフアガスケット No.7GS66A,W12xS5相当品(x2枚)付 M10ボルト130/ナット(x28組,メッキ品)付
	2	吸込口	L50x50x6	SS400	2	相フランジ(x2)・コーキシールドフアガスケット No.7GS66A,W12xS5相当品(x2枚)付 M10ボルト130/ナット(x28組,メッキ品)付
Ⓢ	1	外板	t3.2	SS400	1式	

管台一覧表						
符号	名称	個数	サイズ	材質	接続型式	備考
N-1	吸込口	2	200x400	SS400	アングルフランジ	
N-2	吐出口	2	200x400	SS400	アングルフランジ	
N-3	差圧計管台	2	Rc 1/4	SS400	ねじ込み	
N-4	温度計管台	1	25A	STPG370/SS400	フランジ(JIS10K RF)	閉止フランジ付
N-5	オイルドレンノズル	1	15A	STPG370/SS400	フランジ(JIS10K FF)	

番号	年月日	改訂内容	担当	審査	承認
5					
4					
3					
2	'14.12.12	キープラン寸法・運転圧力追記	春日	市橋	多田
1	'14.12.02	誤記訂正・機器座/連結ボルト位置変更 ドレンバルブ位置変更、他	春日	市橋	多田

系統番号		整理番号	
承認	審査	設計	製図
多田	市橋	春日	寺島
第3角法	年月日	尺度	
	'14.10.31	A3 1/30	

近藤工業株式会社
KONDOH INDUSTRIES, LTD.

顧客名: 日本環境安全事業株式会社 殿
設備名: 豊田PCB廃棄物処理施設
図面名称: 1AD-6310 超大型コンデンサ解体ブース給気活性炭吸着槽 外形図
図面番号: KNG-143123
変更回数: REV.NO. 2

KNG-143123
変更回数 REV.NO. 2

図面番号	KNG−144125
変更回数	REV.NO. 1

注記　1)：未記載の部品番号については外形図KNG−143123の部品表による。

番号	名称	規格	材質	個数	備考
34	パンチング	t 1.0	SUS304	6式	
33	影らみ防止用フラットバー	FB50x6	SS400	4式	M10ボルト/ナット(8種)にて取付 B:M10x25L,N:M10 1種
32	ショートパス防止板	t3.2	SS400	4式	M8ボルト/ナット(16種)にて取付 B:M8x20L,N:M8 1種
31	充填材	PRAC−1	活性炭	1式	

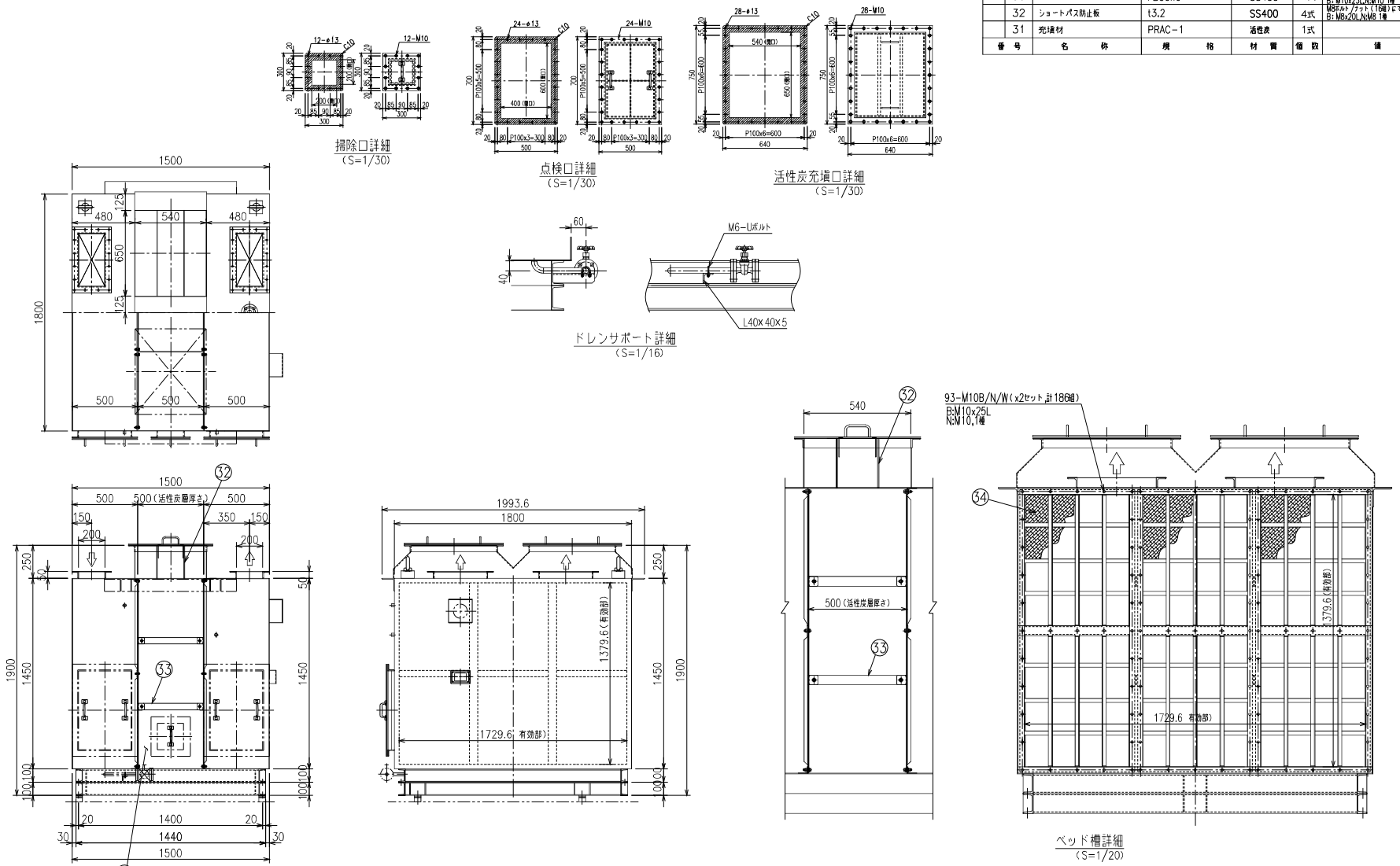

掃除口詳細
(S=1/30)

点検口詳細
(S=1/30)

活性炭充填口詳細
(S=1/30)

ドレンサポート詳細
(S=1/16)

ベッド槽詳細
(S=1/20)

番号	年月日	改訂内容	担当	審査	承認
5					
4					
3					
2					
1	'14.12.02	誤記訂正・親器座/連結ボルト位置変更 ドレンバルブ位置変更、他	春日	市橋	多田

系統番号		整理番号		顧客名	日本環境安全事業株式会社 殿
承認	審査	設計	製図	第3角法	設備名 豊田PCB廃棄物処理施設
多田	市橋	春日	寺島	年月日 '14.10.31 / 尺度 A3 1/30	図面名称 1AD−6310 超大型コンデンサ解体ブース給気活性炭吸着槽　構造図

近藤工業株式会社
KONDOH INDUSTRIES, LTD.

図面番号 KNG−144125　変更回数 REV.NO. 1

添付資料5　排気活性炭吸着槽外形図

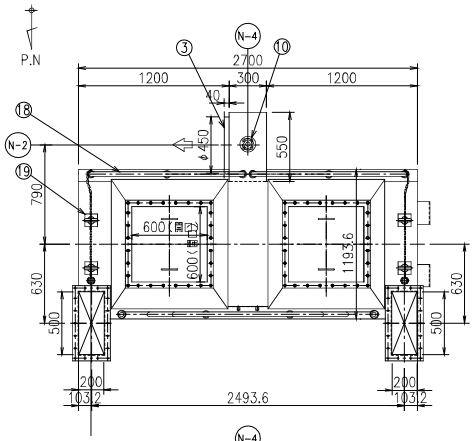

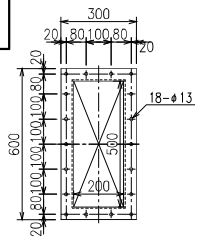

吸込口詳細
(S=1/20)

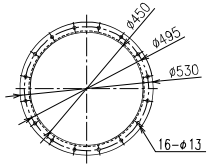

吐出口詳細
(S=1/20)

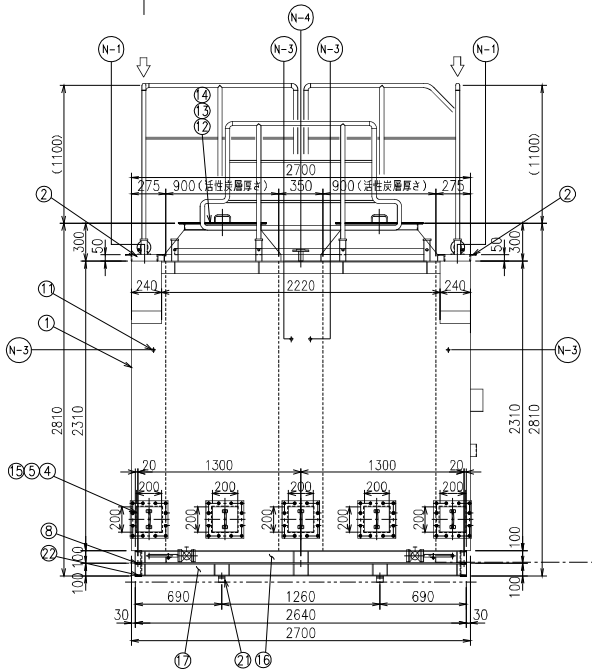

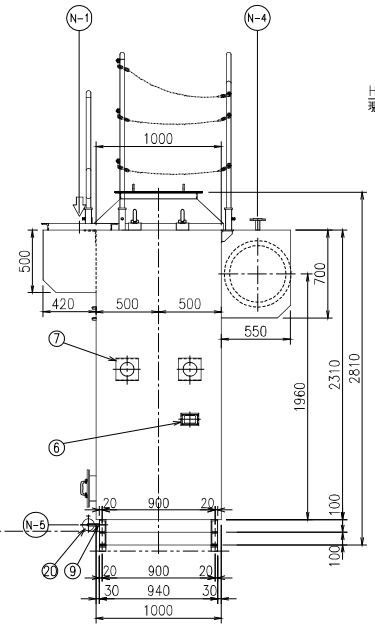

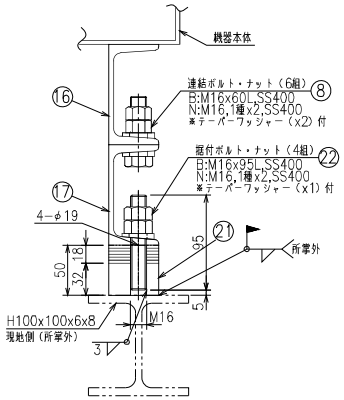

ベース・機器座詳細
(S=1/5)

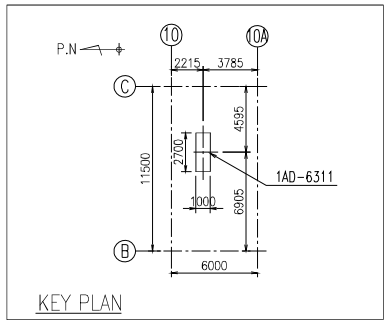

設計仕様		
活性炭充填槽	型式	横置型
	線流速	0.54 m/s
	定格風量	8,087 m³/h
	ベッド厚	900 mm
	活性炭重量(有効部)	1,572 kg (充填密度420kg/m³換算)
	材質 充填材	活性炭
	材質 パンチング	SUS304

塗装仕様			
機器内面	素地調整	2種ケレン	
	下塗り	変性エポキシ樹脂下塗塗料 1回塗り(60μm)	
	中塗り	エポキシ樹脂中塗塗料 1回塗り(35μm)	
	上塗り	エポキシ樹脂上塗塗料 1回塗り(30μm)	
	塗装色	10GY 8/2	
機器外面手摺	素地調整	2種ケレン	
	下塗り	鉛・クロムフリー 錆止ペイント 2回塗り(70μm)	
	中塗り	フタル酸樹脂塗料 1回塗り(30μm)	
	上塗り	フタル酸樹脂塗料 1回塗り(25μm)	
	塗装色	機器外面	10GY 8/2
		手摺	2.5Y 8/12

設計仕様		
機器名称	超大型コンデンサ解体ブース 排気活性炭吸着槽	
機器番号	1AD-6311	
基数	1基	
処理流体	空気+PCB+洗浄溶剤	
耐震クラス	設計用: −	申請用: −
	水平: 0.3	垂直: −
設計風量	7,329 Nm³/h	
設計温度	60 ℃ (設計ガス温度 25℃)	
設計圧力	−10 kPaG	
運転風量	8,000 m³/h at 25℃	
運転温度	25 ℃	
運転圧力	−5 kPaG	
機器圧力損失	2.3 kPa	
空重量	約 1,920 kg	
活性炭充填量	約 1,890 kg	
最大運転重量	約 4,600 kg	
保温	無し	
備考	上記活性炭充填量は嵩密度を420k/m³にて算出。活性炭の嵩密度には幅があるため実際の手配数量は5%程度の余裕をみて手配数量を決定の事。	

注記 1) Ⓢ印は、ミルシート提出材とする。

	番号	名称	規格	材質	個数	備考
	22	寝付ボルト/ナット	B:M16x95L N:M16 1種x2	SS400	4組	テーパーワッシャー(x1)付
	21	機器座	t.32, ライナー18mm分	SS400	4組	ライナー:t.3.2x3,t1.6x3,t1.2x3
	20	オイルドレンバルブ	15A JIS 10K FF	SCS 13A	2	開ボタンガイド(x2), t3 フッ素ゴムガスケット(x4)付 M12ボルト L45/ナット(x16組,メッキ品)付
	19	吊り金具/当板	M30アイボルト/t50	SS400	4式	アイボルトは取り外し可
	18	手摺	25ARB-16,FB-50x4.5	SGP/SS400	5式	(脱着式)・固定用M12ボルト25L(24個,メッキ品)付
	17	脚付ベース	C100x50x5, t6	SS400	1式	
	16	ベース	C100x50x5, t6	SS400	1式	
	15	排除口用ガスケット	t5xW50	フッ素ゴム	5式	
	14	活性炭充填口用ガスケット	t5xW50	フッ素ゴム	2式	
	13	活性炭充填口蓋	t3.2, FB50x6	SS400	2式	M10ボルト30L/ナット/ワッシャ(x56個,メッキ品)付
	12	活性炭充填口	L50x50x6	SS400	2式	
	11	差圧計用ソケット	Rc 1/4	SS400	4	
	10	温度計管台	25A Sch40/JIS 10K RF	STPG370/SS400	1	t3フッ素ゴムガスケット・M16ボルトL50/ナット(x4組,メッキ品)・開止フランジ付
	9	ドレンノズル/フランジ	15A Sch40/JIS 10K RF	STPG370/SS400	2式	
	8	連結ボルト/ナット	B:M16x60L N:M16 1種x2	SS400	6組	テーパーワッシャー(x2)付
	7	差圧計/差圧計取付座	t3.2	PC/SS400	2式	差圧計レンジ 活性炭:0~3kPa
	6	路板/路板座	t1.0,t3.2	SUS304/SS400	1式	
	5	排除口蓋	t3.2, FB50x6	SS400	5組	M10ボルト30L/ナット/ワッシャ(x60個,メッキ品)付
	4	排除口	L50x50x6	SS400	5組	200W, 200H(開口寸法)
	3	吐出口	L40x40x5	SS400	1	相フランジ(x1)・コーキシートガスケット No.7GS66A,W12x25相当品(x16)付 M10ボルトL30/ナット(16個,メッキ品)付
	2	吸込口	L50x50x6	SS400	2	相フランジ(x2)・コーキシートガスケット No.7GS66A,W12x25相当品(x2K)付 M10ボルトL30/ナット(30個,メッキ品)付
Ⓢ	1	外板	t3.2	SS400	1式	

管台一覧表						
符号	名称	個数	サイズ	材質	接続型式	備考
N-1	吸込口	2	200x500	SS400	アングルフランジ	
N-2	吐出口	1	φ450	SS400	アングルフランジ	
N-3	差圧計管台	4	Rc 1/4	SS400	ねじ込み	
N-4	温度計管台	1	25A	STPG370/SS400	フランジ(JIS10K RF)	開止フランジ付
N-5	オイルドレンノズル	2	15A	STPG370/SS400	フランジ(JIS10K FF)	

番号	年月日	改訂内容	担当	審査	承認
5				市橋	多田
4	'15.07.07	手摺形状変更	春日	市橋	多田
3	'15.03.16	機器圧力損失追記・客先図社名変更	春日	市橋	多田
2	'14.12.12	キープラン寸法・運転圧力追記	春日	市橋	多田
1	'14.12.02	誤記訂正・機器座/建築ボルト位置変更 ドレンバルブ位置変更、他	春日	市橋	多田

系統番号		整理番号	
承認	審査	設計	製図
多田	市橋	春日	寺島
第3角法	年月日 '14.10.31	尺度 A3 1/40	

近藤工業株式会社
KONDOH INDUSTRIES, LTD.

顧客名称	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿
設備名称	豊田PCB処理事所
図面名称	1AD-6311 超大型コンデンサ解体ブース排気活性炭吸着槽 外形図
図面番号	KNG−143124
変更回数	REV.NO. 4

KNG−143124

変更回数 REV.NO. 4

参考図

KNG−144126

変更回数 REV.NO. ②

注記 1)：未記載の部品番号については外形図KNG−143124の部品表による。

番号	名称	規格	材質	個数	備考
34	パンチング	t 1.0	SUS304	24式	
33	膨らみ防止用フラットバー	FB50x6	SS400	8式	M10ボルト/ナット(16組)にて取付 B:M10x25L,N:M10 1種
32	ショートパス防止板	t3.2	SS400	6式	M8ボルト/ナット(24組)にて取付 B:M8x20L,N:M8 1種
31	充填材	PRAC−1	活性炭	1式	

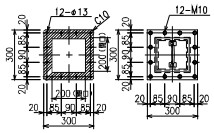

掃除口詳細
(S=1/30)

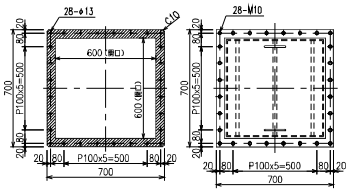

活性炭充填口詳細
(S=1/30)

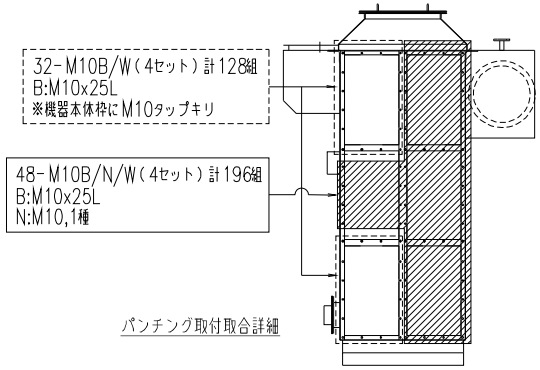

パンチング取付取合詳細

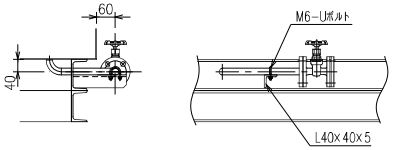

ドレンサポート詳細
(S=1/16)

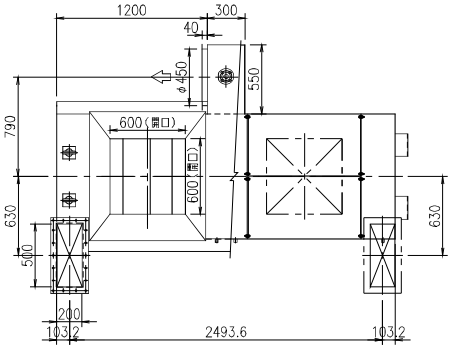

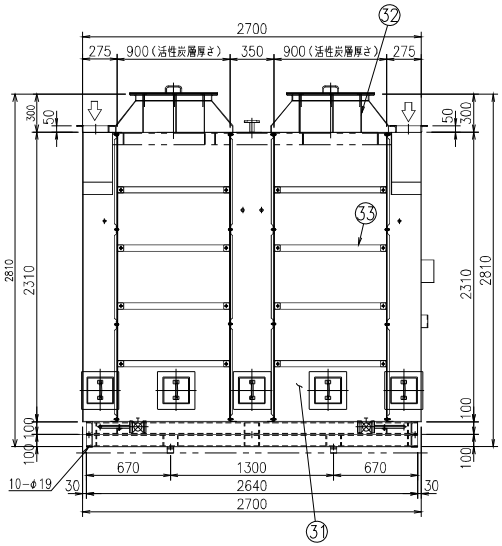

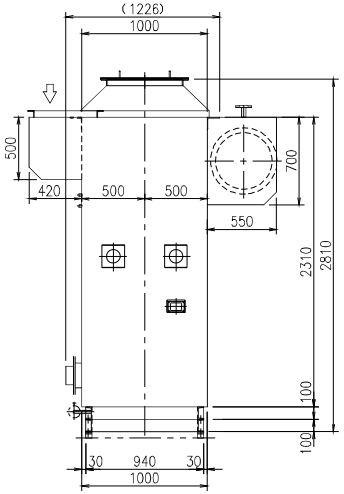

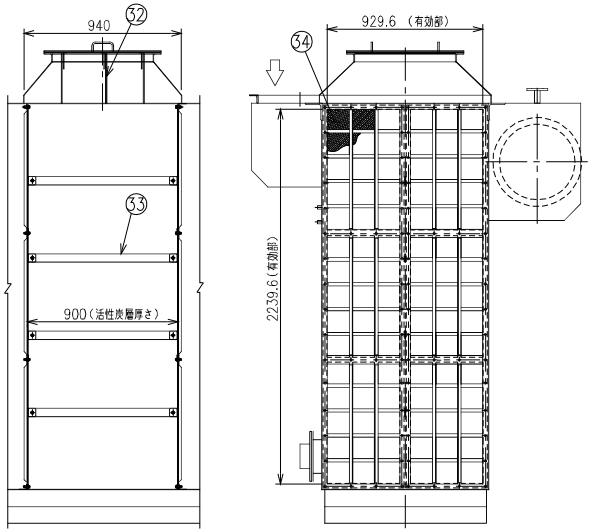

ベッド槽詳細
(S=1/30)

番号	年月日	改訂内容	担当	審査	承認
5					
4					
3					
2	'15.03.16	客先殿社名変更	春日	市橋	多田
1	'14.12.02	誤記訂正・機器座/建築ボルト位置変更 ドレンバルブ位置変更、他	春日	市橋	多田

系統番号		整理番号		顧客名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿
承認	審査	設計	製図	第3角法	設備名 豊田PCB処理事業所
多田	市橋	春日	寺島	年月日 '14.10.31 / 尺度 A3 1/40	図名称 1AD−6311 超大型コンデンサ解体ブース排気活性炭吸着槽 構造図
近藤工業株式会社 KONDOH INDUSTRIES, LTD.				図面番号	KNG−144126
				変更回数	REV.NO. ②

添付資料６　各設備の状況

１．給気活性炭吸着槽（AD-6310）

（１）　外観およびホース接続口

外観

上面蓋　この蓋を取外し内部の活性炭を抜出

排気ホース接続フランジ

２．排気活性炭吸着槽（AD-6311）

（１） 外観写真

外観

上面蓋　この蓋を取外し内部の活性炭を抜出

（２） ホース接続口

使用機器

専用吸引装置

移動式活性炭装置

添付資料７

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田ＰＣＢ処理事業所　酸素欠乏危険作業要領

（目 的）

第１条　この要領は中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田ＰＣＢ処理事業所（以下「ＪＥＳＣＯ」という。）における塔槽類、反応器、炉及びそれらのスカート内、ピット等の酸素欠乏危険場所に入る作業が生じた場合に、労働安全衛生法（酸素欠乏症等防止規則）に準拠して安全を確保するために定める。

（用語の定義）

第２条　この規程において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　酸素欠乏作業とは、労働安全衛生法施行令別表第６に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。

ア　第一種酸素欠乏危険作業

酸素欠乏危険作業のうち、第二種酸素欠乏危険作業以外のものをいう。

イ　第二種酸素欠乏危険作業

酸素欠乏危険場所のうち、労働安全衛生法施行令別表第６第３号の３、第９号又は第１２号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。

（２）　現場管理部署とは、酸素欠乏危険場所の許可の対象となる設備の管理を所管しているＪＥＳＣＯの課又は豊田環境サービス㈱（以下「ＴＫＳ」という。）の班をいう。

（３）　作業担当部署とは、酸素欠乏危険作業を行う要員の所属する部署をいい、ＪＥＳＣＯ、ＴＫＳ及び協力会社等の作業班をいう。

（４）　有資格者とは、第一種酸素欠乏危険作業主任者又は、第二種酸素欠乏危険作業主任者の技能講習を終了した者をいう。

（５）　特別教育とは、酸素欠乏症等防止規則第１２条の規定に基づく酸素欠乏危険作業に従事させる者について事業者が行う教育をいう。

（６）　監視人とは、酸素欠乏危険作業の異常を早期に発見し通報するために、作業担当部署有資格者又は特別教育受講者の中から選任した者をいう。

（７）　酸素欠乏危険場所の仕切りとは、仕切り板入れによる。又、仕切りは配管の一部を取り外す仕切りをいう。

尚、弁で仕切る場合はダブルブロックブリード式による仕切りをいう。

（作業主任者、作業者、監視人の要件）

第３条　作業担当部署の長は酸素欠乏危険作業を行わせる場合、有資格者の中から酸素欠乏危険作業主任者を選任する。作業が第二種酸素欠乏危険作業である場合、第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を終了した有資格者から作業主任者を選任する。

２　作業担当部署の長は、酸素欠乏危険作業に係わる業務に作業者を就かせる場合、有資格者又は特

別教育を受けた者を従事させる。

3　作業担当部署の長は、酸素欠乏等危険作業に作業者を従事させる場合、常時監視人を置き、異常があった時に直ちにその旨を作業主任者及びその他の関係者に通報させる。監視人は、監視人であることを示す腕章等を着用する。作業主任者は、監視人を兼ねることは出来ない。ただし、施設運転業務においてＴＫＳが定常的に行う酸素欠乏危険作業については運用標準による。

（現場管理部署の責務）

第４条　酸素欠乏危険作業の着手の許可は、ＪＥＳＣＯが行う。許可した場合、「酸素欠乏危険作業指示書」及び「酸素欠乏危険作業許可証」を交付する。ただし、施設運転業務においてＴＫＳが定常的に行う酸素欠乏危険作業については運用標準による。

2　酸素欠乏危険作業の着手の許可にあたっては次の事項を確認する。

（１）　酸素欠乏危険場所に接続している配管については、仕切りを行い、かつ、弁については操作禁止の表示をし、他系からの流入防止を図ること。

（２）　酸素欠乏危険場所の内部にある回転翼等の元電源の遮断及び操作禁止札の表示を行うこと。

（３）　酸素欠乏危険場所は、内部の洗浄、ガス置換等を行い、可燃性ガス濃度は爆発限界の１／５以下、有害ガス等は規制値又は許容濃度以下であること。

（４）　酸素欠乏危険場所に近接する作業場での作業による酸素欠乏等の恐れがないこと。恐れのあるときは当該作業場と連絡を保ち、酸素、有害ガスの測定或いは作業の中断の指示等適切な処置が取れる体制であること。

（５）　監視人からの異常の通報を直ちに受けられる体制であること。

（６）　作業担当部署の酸素欠乏作業主任者及び監視人が選任されていること。

3　酸素濃度等の測定にあたっては次の事項を確認する。

（１）　現場管理部署は、作業担当部署に酸素欠乏危険作業の対象となる設備等を養生させた上で、作業を行う際には酸素濃度等の測定を行わせ、酸素欠乏等のないことを確認すること。　尚、この測定は有資格者が行うこと。

（２）　前号の測定は、当日作業に取りかかる前の他、作業を中断し再び作業を開始する際にも行わせること。

4　ＪＥＳＣＯ又は、ＴＫＳの指示を受けた者は、酸素欠乏危険場所を少なくとも１日１回以上パトロールし、現場の安全を確認する。

（酸素欠乏危険作業主任者等の責務）

第５条　作業担当部署の酸素欠乏危険作業主任者は次の責務を負う。ただし、施設運転業務においてＴＫＳが定常的に行う酸素欠乏危険作業については運用標準による。

【第一種酸素欠乏危険作業】

（１）　現場管理部署の着手の許可を受ける。

（２）　作業者及び監視人が特別教育を受講済みであることを確認する。

（３）　作業者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業方法を決定し、作業者を指揮する。

（４）　その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての作業者が作業を行う場所を離れた後に再び作業を開始する前及び作業者の身体、換気装置等に異常があったときは、作業を行う場所の空気中の酸素濃度を測定する。

酸素濃度が 20%未満の場合は作業に着手させてはならず、また作業中の場合は、作業者を直ちに当該の酸素欠乏危険場所から退避させなければならない。

（５）　測定機器、換気装置、空気呼吸器等その他作業者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検する。

（６）　空気呼吸器等の使用状況を監視する。

（７）　マンホール等の出入り口の扉等が閉まらないような措置を行う。

（８）　十分な容量の換気装置で内部を均一に換気し、換気の監視を行う。

（９）　「酸素欠乏危険作業許可証」を作業場所に表示する。

(10)　酸素欠乏危険作業中以外は人の頭の出入りできる口径以上の開口部には「立入り禁止」の表示を行う。

(11)　作業者を作業場所に入場させ及び退場させるときに人員の点検を行う。

【第二種酸素欠乏危険作業】

第一種酸素欠乏危険作業の場合に準ずる。

尚、空気中の硫化水素濃度を測定する。但し、測定値が 10ppm を超えるときは作業をさせてはならない。

2　監視人は、常時作業の状況を監視し、異常があった場合は直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者及びその他の関係者に通報する。

3　作業担当部署の長は必要な場合、酸素欠乏危険作業に従事する作業者に空気呼吸器等の保護具及び安全帯等を使用させる。

4　作業担当部署の長は酸素欠乏危険作業に作業者を従事させる場合、空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等非常の場合に作業者を避難させ、又は救出するため必要な用具を備える。

5　作業担当部署の長及び酸素欠乏危険作業主任者は酸素欠乏症にかかった作業者を救出させるときには、救出者に空気呼吸器等を使用させる。酸素欠乏症にかかった者は、直ちに医師の診察又は処置を受けさせる。

6　作業担当部署の長は、タンク、ボイラー又は反応機等の内部その他通風が不十分な場所において、アルゴン、炭酸ガス又はヘリウムを使用して行う溶接の作業に作業者を従事させるときは、次の（１）の方法による。但し、やむを得ない事情がある場合、（２）の方法によることができる。

（１）　換気により空気中の酸素濃度を 20%以上に保つこと。

（２）　作業者に空気呼吸器等を使用させること。

7　作業担当部署の長は酸素濃度等にかかる作業環境測定の結果を３年間保存する。これには次の事項を含む。

（１）　測定日時

（２）　測定方法

（３）　測定箇所

（４）　測定条件

（５）　測定結果

（６）　測定者の氏名

（７）　測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じた時は当該措置の概要

（改　訂）

第６条　この要領を改訂する必要が生じたときは、ＪＥＳＣＯ担当者が発議し、関係者と協議の上、事業所長の決裁を得て行う。

附　則

１．この要領は、平成１８年４月１日より施行する。

２．この要領は、平成１８年１２月１日より施行する。

３．この要領は、平成２０年４月３日より施行する。

改訂①この要領に基づく作業標準の制定に伴い、ＴＫＳの定常作業に該当する部分についてを改訂。

改訂②「現場Ｇｒ」を「現場管理部署」に修正し、現場監理部署の定義及び責務に関する記述を見直し。

改訂③「タンク内等作業許可証」を「酸素欠乏危険作業許可証」に修正した。

４．この要領は、平成２８年４月１日より施行する。

改訂事由：社名及び事業所名変更による

資料

労働安全衛生法施行令

別表第６　酸素欠乏危険場所（第６条、第21条関係）

一　次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピツトその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）

　　イ　上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分

　ロ　第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層

　ハ　メタン、エタン又はブタンを含有する地層

　ニ　炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層

　ホ　腐泥層

二　長期間使用されていない井戸等の内部

三　ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部

三の二　雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピツトの内部

三の三　海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピツト（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部

四　相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部

五　石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チツプ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収をする物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部

六　天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部

七　穀類若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピツトの内部

八　しようゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部

九　し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

十　ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部

十一　ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部

十二　前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

（パルプ液を入れてあり、または入れたことのある密閉された槽の内部：昭和５０年５月１５日労働省告示第４４号）

工　事　等　共　通　仕　様　書

令和８年９月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田 PCB 処理事業所

１．適　　用

本共通仕様書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下発注者）が発注するプラント機械設備、自動制御設備等（以下、設備等）の整備、修繕、改修工事（以下工事）に係わる請負契約書（以下契約書）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

なお本共通仕様書は、工事関連（請負）の内容とするが、業務・調査関連（委託）は、以下の読み替えを行って適用する。

・工事　→　業務・調査
・請負　→　委託
・監督員　→　調査社員
・現場代理人、主任技術者　→　業務管理者
・発注者　→　委託者
・受注者　→　受託者
・その他業務調査関連の内容にふさわしい文言に適宜読み替え

２．用語の定義

（１）受注者とは、工事の実施に関し発注者と請負契約を締結した会社その他法人をいう。
（２）監督員とは、発注者が選任しその役職及び氏名を受注者に通知した者をいい、主任監督員、監督員を総称していう。受注者には、主として監督員が対応する。
（３）現場代理人及び主任技術者とは、受注者が選任しその氏名、その他必要事項を発注者に通知した者をいう。
（４）設計図書とは、完成図書、共通仕様書、特記仕様書（以下仕様書）、仕様書添付資料、現場説明書、現場説明書に対する質問回答書をいう。
（５）完成図書とは、施設竣工時に作成された完成図（機器配置図、PID 等）、設備等の確定仕様書、取扱説明書等をいい、設備等の改修時に作成されたものを含む。
（６）仕様書とは、各工事に共通する事項と特定の工事に関する明細及び技術的要求事項を定める図書をいう。
（７）現場説明書とは、工事の入札参加者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
（８）質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。
（９）運転会社とは、施設の運転管理を発注者から受託した会社をいう。

３．監　督　員

監督員は、次に掲げる権限を有する。

（１）本契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
（２）設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付、又は受注者が作成した詳細図等の承諾

（３）設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験もしくは検査（確認を含む）

４．現場代理人及び主任技術者

（１）受注者は、建設業法に基づき、現場代理人、主任技術者等を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し承諾を受けなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（２）発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

（３）現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

５．関係法令等の遵守

（１）工事の施工に当たり、以下の他該当する関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・労働安全衛生法・施行令・施行規則、ボイラー則・クレーン則等安全規則等労働安全衛生法関連法規
・消防法・危険物関係諸法規、高圧ガス保安法・施行令・施行規則
・環境関連諸法規（大気・水質・土壌・廃棄物・騒音・振動他）
・建築基準法・施行令・施行規則、建設業法、建設リサイクル法
・電気事業法、電気工事士法、電気工事業法、電気用品安全法等
・ダイオキシン類対策特別措置法、施行規則、施行令
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、施行規則、施行令
・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

（２）当社契約規定、契約細則、その他注文書・請書・特記事項の内容を遵守する。
契約に係る規定は、当社のHP（https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/article.html）で閲覧可能である。

６．工事関係図書

（１）以下の中より、必要な工事関係図書を特記仕様書に示す。

１）施工前

・設計図書
・施工計画書
・作業要領書
・技術資料（機器仕様書、計算書、図面等）
・運転連絡票
・工程表（契約全期間の作業予定期間と予定工数）
・作業当日の作業届、火気使用許可証、酸素欠乏危険作業許可証
・施工体制台帳、施工体系図、再下請通知書（該当すれば）、作業員名簿

２）施工中

・作業予定と作業実績の報告書（定例会で報告のこと）

・日報

３）完工後

・完成図書

・記録写真

・検査報告書、検査記録

・工程表（契約全期間の作業予定期間、予定工数とその実績）

（２）施工計画書

１）受注者は、契約書と設計図書に基づき、工事着手前に契約の履行に必要な手順や方法等について定めた施工計画書を監督員に提出し、発注者の承諾を受けること。

２）施工計画書に記載された事項について重要な変更が生じた場合は、その都度、変更計画書を監督員に提出し、発注者の承諾を受けること。

３）重要な変更とは、設備稼働に影響する事項、施工体制・全体工程の変更、酸欠作業・火気使用等の安全に関する事項、請負代金額の変更に関する事項等をいう。

７．貸 与 品 等

（１）受注者は、工事に直接必要な什器、計測機器及び予備品等について発注者が所有するものを発注者の承諾を受けて使用することができる。

（２）什器、計測機器等を使用する場合は、事前に運転会社と協議した上で監督員の承諾を得ること。

（３）予備品を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

（４）受注者は、貸与あるいは支給された什器、計測機器及び予備品等の必要がなくなった場合は直ちに返却すること。

（５）受注者は、什器、計測機器及び予備品等を丁寧に扱い紛失又は汚損してしてはならない。万一、紛失又は汚損した場合は、監督員に報告し対応方針について協議すること。

８．発生材の処理

（１）できるだけ処理場内で廃棄物を出さないように心がけること。

（２）廃棄物は必ず分別すること。やむなく二次汚染物となったものについては、監督員の指示に従って分別すること。

（３）活性炭マスク、インナー手袋、防護服及び防護服に付着している紙等を除き、施設内に設置しているゴミ箱には絶対に廃棄物を捨てないこと。このため、現場代理人は施設内でやむを得ず排出する廃棄物は責任を持ってビニル袋に集めること。（給気排気ダクトの前には絶対に置かないこと。）

（４）場外へ持ち出せるかどうかについて、監督員と協議すること。

（５）使用したウエスは使用毎（水の拭き取り、油の拭き取り等）に分別してビニル袋に集めて置くこと。

（６）施設内（処理棟内）で工事等に使用するスプレー缶は必ず表面をストレッチフィルム等で養生して使用すること。又工事等終了後使用したスプレー缶は、つぶさずストレッチフィルム等を剥がし、

施設（処理棟内）から持ち出すこと。但し、PCB 付着の可能性がある場合は、発注者と協議の上、拭き取り検査をして PCB 濃度に応じた対応を取ること。

９．関係官公庁への手続き等

（１）受注者は、契約の履行に当たって発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力すること。また受注者は、契約を履行するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うこと。

（２）受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合は、遅滞なくその旨を監督員に報告すること。

１０．PCB による健康被害等の防止

（１）発注者による新規入場者教育

受注者は、必ず発注者が行う新規入場者教育を受講すること。新規入場者教育が必要な場合、受講者の所属及び氏名を事前に発注者に通知すること。受講終了者には「PCB 安全講習修了証」を発行する。有効期限は受講した年月日から翌年の年末までとし、期限切れについては再受講により「PCB 安全講習終了証」を更新する。入場の際には、必ず「PCB 安全講習修了証」を携帯すること。携帯していない者は現場代理人が受付まで出迎えること。

（２）ＰＣＢ漏えい対策

塔槽類、ポンプ等 PCB を取り扱う設備等の内部を開放する場合は、現場代理人と運転会社が作業開始前に予め定めた手順に従い、内部の PCB を洗浄等によりできる限り除去する。

作業前に必要な養生等を行い、監督員、運転会社、現場代理人等は立会いにより確認を行う。

（３）適切な保護具の着用

１）処理場内に入場する時は、活性炭マスク（アズワン(株)製 8-5327-01　丸ゴムタイプ又は同等品）を用意し、着用すること。

２）フランジ割などの被液のおそれのある作業、活性炭交換などの粉塵飛散のおそれのある作業にあたっては必ず防護服、手袋及び保護眼鏡（ゴーグル）等の適切な保護具類を着用すること。

３）化学防護服を用いる際は、マイクロガード 2000P 或いはマイクロガード 2500P を使用すること。

４）局所排気が必要な作業にあたっては局所排気装置の設置をすること。

５）その他、特記仕様書に示された保護具類を用意し、適正に使用すること。（保護マスク、保護メガネ、化学防護服、化学安全長靴、化学グローブ、インナー手袋など）

（４）管理区域レベル３及び解体撤去レベル３で使用した工具等の持ち出し制限

管理区域レベル３及び解体撤去レベル３に持ち込んだ工具類、保護具等は、PCB 汚染拡散防止のため、管理区域の外に持ち出すことができない。次回工事に使用できる物については、現場代理人が区域内で、監督員及び運転会社と協議の上、設備の稼働やその他工事・作業等に支障のない場所に保管場所を設置して保管することができる。廃棄する際は、施工計画書による承諾後、発注者負担で処理する。

（５）健康管理

１）健康診断等

①PCB に係わる健康診断等は、解体撤去工事においては解体撤去マニュアルに従った特殊健康診断

並びに血中 PCB 等分析を実施し、その他の工事においては特定化学物質等障害予防規則（以下、特化則）等の法規制に従い、必要な特殊健康診断を実施すること。

②上記健康診断を実施した場合には法規制に従って個人票を作成し、これを保存すること。（特定化学物質等健康診断個人票の場合、５年）

２）緊急診断

①万一、作業者が PCB に暴露した場合は、除染措置後速やかに緊急診断を行うこと。

②緊急診断は、特化則に基づく緊急診断の規定を準用すること。

１１．安全衛生管理他一般遵守事項

（１）入構手続き等

１）構内での駐車と施設内への入場は、受付で必要な手続きをした後、監督員の指示に従うこと。

２）駐車スペースが限られるので、不足する駐車場は受注者が敷地外に適宜確保すること。

（２）構内作業の実施時間

構内作業は、発注者の勤務時間内に行うものであるが、発注者が別途指示した場合はこの限りではない。

（３）休日又は夜間における構内作業

受注者は、契約履行の都合上、休日又は夜間に構内作業を行う必要がある場合は、予め監督員に承諾を得なければならない。

（４）事前調査

業務の対象となる場所及び設備等を事前に現地現物で確認すること。

・危険物、可燃物、化学薬品の有無と所在、窒素配管等の位置
・電気ケーブルと電源操作の位置
・プロセス、ユーティリティー等のバルブの位置
・管理区域レベルの確認と保護具の選定
・資機材保管スペース、仮設設置スペースの確保
・資機材等の梱包を開梱するスペースの確保
・搬入出経路の確保

（５）安全審査会への参加義務

１）高所作業、クレーン・玉掛け・楊重作業、火気使用作業、酸素欠乏危険作業、漏液リスクのある作業がある場合、及び発注者が特別に指示した場合、発注者が開催する安全審査会に出席すること。

２）安全審査会で、当該作業の詳細を説明して、発注者の承諾を得て、現場作業に着手すること。

３）クレーン・玉掛け・楊重作業については、受注者が作成した作業要領書等を用いた書面による安全審査に変えることができる。

（６）火気の取り扱い

１）現場作業に際し、直接火気（溶接、溶断、バーナー、グラインダー、電熱器等の裸火、火花、赤熱体を直接発する道工具）を使用しないことを原則とする。但し直接火気の使用が必須である場合、受注者は事前に当該作業について発注者の許可を受け、「火気使用許可証」の交付を受けるこ

と。「火気使用許可証」は現場に掲示すること。

２）直接火気を使用する場合には使用範囲を耐火シートで囲うこと。特に溶接作業等については隙間等に火花が入り込むことのないように、しっかりと養生すること。

３）消火器、水バケツ等安全審査会で指定した消火設備を設置すること。

４）火気使用作業を行う場合には監視人を配置すること。

５）火気使用完了の２時間後まで監視した後、「火気使用許可証」を返却すること。

（７）高所作業

１）高さ２m以上の場合は墜落防止用器具を使用し、高さ5m（建設業基準）及び監督員に指定された作業においてはフルハーネスを着用のこと。但し受注者でこれ以下に基準を定めている場合には、それに従うこと。

２）原則として足場を関連法規則に従って設置し、かつ墜落防止用器具等を使用すること。但し足場を設けることが著しく困難な場合は、防綱（安全ネット）を張るなど必要な転落防止措置を施すこと。

３）下方の危険区域に表示及び縄張りを行うか若しくは監視人を置くこと。

（８）クレーン・玉掛け・楊重作業の安全管理

１）クレーンの運転、玉掛作業は適切な免許保持者、技能講習終了者又は特別教育修了者が作業すること。

２）介錯ロープ等を使用し、３・３・３運動を実施すること（地切：30㎝、停止：3秒以上、荷から離れる：3m）

３）コーン等の立ち入り禁止措置及び声掛け、ホイッスル等による注意喚起により吊荷の下の人払いを徹底すること、また声掛け、ホイッスル等が聞こえたら周辺作業員は吊荷の位置を確認すること。

４）つり角度や荷の水平には十分気を付けて、ワイヤーが切れないようにすること

（９）酸素欠乏危険作業の安全管理

１）入槽作業等の酸素欠乏危険作業を行う場合は、作業着手前に窒素配管、水配管、プロセス配管等有害な液や気体の浸入を遮断するために、閉止板を取り付けるとともに弁等には「操作禁止」の標示をすること。

２）受注者は、事前に当該作業について発注者の許可を受け、「酸素欠乏危険作業許可証」の交付を受けること。「酸素欠乏危険作業許可証」は現場に掲示すること。

３）入槽作業等に当たっては、監督員立会いの上、法定作業主任者が酸素濃度の計測を行い、作業環境の安全確認と監視をすること。

４）酸素濃度の確認は、作業開始前（休憩を入れる場合は休憩後の作業開始前を含む）に実施すること。また換気が不十分な場合は、空気呼吸器等を着用すること。

５）当施設内の設備には窒素を流している装置が数多くあるので、それらの装置の点検や改修を行う場合には携帯用酸素濃度計を使用すること。

（１０）設備等の操作の禁止

１）当施設における設備等の操作は、原則運転会社が行うので、操作が必要な場合は運転会社と協議の上、運転連絡票を作成して監督員に提出すること。尚、受注者による操作が必要な場合は、発注者と協議の上操作を行うこと。特に、クレーン、フォークリフト等の操作に当たっては関連法規則を

遵守し、監督員の指示に従うこと。

２）操作したバルブ、スイッチ類に操作禁止標示をすること。

（１１）設備等の開放作業時の安全管理

設備等を開放して作業をする場合は、運転連絡票で実施依頼を行ったバルブの閉止、電源の遮断が確実に実施された事を確認した上で、操作禁止の標示を行い、液体や気体の流出を防止するための閉止板を取り付ける等安全対策が施されていること。

（１２）臨機の措置等

１）現場代理人は、PCB 付着やその他災害防止等のため必要があると認められる場合は、臨機の措置をとること。

２）臨機の措置をとった場合は、その内容を直ちに監督員に報告すること。

３）現場代理人は、天災等により契約目的物の品質及び業務期間の遵守に重大な影響があると認められる場合は、臨機の措置を取ること。

４）現場代理人は、契約の履行中に施設、設備等に異常が発生し又は発生が予想される場合は速やかに監督員に報告すること。ただし緊急を要する場合は、保全対応を行った後、直ちにその状況及び措置内容を監督員に報告すると共に、原因調査をすること。

５）設備の不具合及び漏洩を発見した場合は中央制御室に連絡すること。

６）現場代理人は緊急時避難対応（地震、火災、停電、空調機械停止など）の際の退避指示、連絡方法を予め定め、作業者に周知すること。また、退避時は施設内放送及び誘導灯などに従って避難すること。

（１３）関連業務の調整

１）現場代理人は、本契約とは別に発注者が発注する工事等の関係者と相互に協力して、契約を履行しなければならない。

２）同一エリアの上層部と下層部で作業がある場合は作業時間を調整し、同時作業を回避すること。

（１４）石綿（アスベスト）含有・含有可能性への対応

１）受注者は、請け負った工事が石綿障害予防規則その他関係法令の適用対象となるかどうかを事前に確認し、該当する場合は、当該法令に基づく必要な措置を適切に講じなければならない。

２）発注者は、設計図書、既存資料等に基づき、石綿含有の有無について可能な範囲で確認を行っている。ただし、非破壊による確認には限界があるため、提示する情報は石綿含有の有無を保証するものではない。このため、受注者は、工事着手前に、工事が石綿障害予防規則その他関係法令の適用対象となる場合には、工事対象部材（壁、ガスケット、保温材等を含む。）について、労働安全衛生法、大気汚染防止法等に基づき、有資格者による事前調査を実施し、その結果を書面により監督員に提出しなければならない。

３）前項の事前調査の結果、石綿含有の疑いがある場合、又は含有の有無の判断が困難な場合には、受注者は当該部材に係る作業を直ちに中止し、周囲への影響防止措置（飛散防止等）を講じた上で監督員へ報告しなければならない。この場合、受注者は分析調査の実施（試料採取を含む。）又は石綿含有部材とみなした取扱い（みなし対応）のいずれとするかについて、発注者と協議の上、

対応方針を決定するものとする。なお、当該方針に基づく安全措置が確認されるまで作業を再開してはならない。

4）石綿が含有されている、又はそのおそれがあると判明した場合には、受注者は、労働安全衛生法、大気汚染防止法、その他関係法令を遵守し、必要な届出、作業計画の作成及び提出等の手続きを行うとともに、石綿の飛散防止対策を講じた施工方法に変更して施工しなければならない。また、これに伴い工事内容、工期及び費用等に変更が生じる場合には、発注者と受注者が協議の上、変更契約により対応するものとする。

5）受注者は、当該調査及び対応の実施状況について記録を作成し、関係法令に定める期間保存すること。

１２．保険加入の義務

受注者は、工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他保険に付さなければならない。

１３．契約の保証等

当社契約規程及び契約細則に則る。

１４．一括下請負の禁止

受注者は、工事の全部又は主要な部分を一括して第三者に請負わせてはならない。

１５．監督員の立会及び工事記録の整備等

（1）受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用すること。

（2）受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された施工箇所は当該立会いを受けて施工すること。

（3）受注者は、設計図書において工事写真等の記録を整備するものと指定した工事材料又は施工をするときは、工事写真等の記録を整備し提出すること。

１６．完了検査及び引き渡し

（1）受注者は、工事を終了したときにその旨を通知すること。

（2）施工計画書で定めた時期に、工事対象設備等の試運転あるいは単体性能試験を実施して、所定の機能が確保されていることを確認すること。

（3）検査は、通知を受けた日から１４日以内に受注者立会いの上、契約書、設計図書、受注者が提出した完了時提出図書等に基づいて行うものとする。

（4）受注者は、検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じて発注者の検査を受けること。

（5）検査に合格した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出た場合は、発注者は直ちに引き渡しを受けること。

１７．設計図書の変更

工事の契約後、設計内容に疑義又は変更が生じた場合は、発注者又は受注者の発議による協議の上、設計図書の内容変更を行う。

１８．工期の変更

工期の変更は、発注者の契約細則に則り発注者と受注者で協議して定める。

１９．請負代金額の変更等

請負代金額の変更は、発注者の契約細則に則り発注者と受注者で協議して定める。

２０．工事の一時中止

発注者は、必要があると認めるときは工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

２１．危険及び損害負担の措置

発注者と受注者の損害負担は、発注者の契約細則に則り定める。

２２．週休２日制工事への対応

（１）本工事共通仕様書の適用となる工事は、原則として現場閉所により週休２日を確保する週休２日制工事（現場閉所型）とする。受注者は完全週休２日（土日）の取組について、工事着手前に全ての週で完全週休２日（土日）とするか、全ての月で月単位の週休２日（４週８休以上現場閉所）とするか、選択をし、選択結果について発注者と協議すること。

（２）週休２日の考え方

１）完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所※されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。（※現場閉所とは巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。）

２）月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日／28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

３）対象期間等

対象期間とは、契約工期から以下の期間を除いた期間とする。

・準備・片付け期間並びに年末年始６日間（12/29～1/3）。

・本工事の工場製作のみを実施している期間。

・工事全体を一時中止している期間。

・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当し、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など。

・降雨・降雪等により休工した場合も現場閉所とみなすこととする。受注者は対象期間中、休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議すること。

（３）現場閉所実績報告書等

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書又は現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「現場閉所実績報告書等」という。）を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書等を提出するものとする。

以　　上

Rev.6：令和８年９月１日
Rev.5：令和８年４月１日
Rev.4：令和６年２月 15 日
Rev.3：令和５年２月 10 日
Rev.2：令和３年 10 月１日
Rev.1：令和元年 10 月１日
初版：令和元年７月１日

現　場　説　明　書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田PCB処理事業所

業 務 名　　豊田PCB廃棄物処理施設　超大型コンデンサ解体エリア　給気用及び排気用活性炭吸着槽活性炭抜出業務
業務場所　　愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1
業務期間　　契約締結日～令和9年2月26日

上記業務につき下記のとおり説明する。この説明は、契約仕様書等と同様の効力を有するものとする。

1．「入札者（見積）者に対する指示書」の定めるところに従って行う。

2．質問回答事項

質問回答は、「入札者（見積）者に対する指示書」添付質問・回答書　により行う。

【競争参加資格に関するもの】

（1）質問書提出期間

自　令和8年10月15日(木)

至　令和8年10月22日(木)

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時までとする。

送付（FAX及びWebメールも可。但しJESCOに着信を確認のこと。また正本を後日に提出のこと。）による場合も末日の午後4時必着とする。

（2）質問書提出場所　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所 総務課

（3）質問書に対する回答閲覧期間

自　令和8年10月27日(火)

至　令和8年10月29日(木)

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時までとする。

（4）回答閲覧場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所

質問者にはFAX若しくはWebメールにて連絡する。

【発注内容に関するもの】

（1）質問書提出期間

自　令和8年11月16日(月)

至　令和8年11月20日(金)

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで

とする。

送付（FAX 及び Web メールも可。但し JESCO に着信を確認のこと。また正本を後日に提出のこと。）による場合も末日の午後 4 時必着とする。

（2）質問書提出場所　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田 PCB 処理事業所 総務課

（3）質問書に対する回答閲覧期間

自　令和 8 年 11 月 27 日(金)

至　令和 8 年 12 月 2 日(水)

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時までとする。

（4）回答閲覧場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田 PCB 処理事業所

競争参加資格・有資格者には FAX 若しくは Web メールにて連絡する。

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一　入札執行上の注意事項

第1　入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

1　入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2　入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。

3　入札書は別添様式第３号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。

4　入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。

5　入札書は、競争参加資格確認申請書により、会社に届け出た代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。

①　代理人により入札する場合は、別添様式第１号－１の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。

②　代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第１号－２及び第２号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。

6　入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

7　送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。

①　入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。

②　送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。

③　送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。

8　入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

9　入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

①　入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第１１号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

②　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2　公正な入札の確保

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3　入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

1　入札書の金額が訂正してある場合

2　入札者の記名又は押印が欠けている場合

3　誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合

4　再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合

5　送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合

6　送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合

7　一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合

8　競争に参加する資格のない者が入札を行った場合

9　同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

10　明らかに連合によると認められる入札を行った場合

11　前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4　入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5　開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

1　開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第１０号により申し込むこととする。

2　落札者の決定方法

①　中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

②　「契約細則第１７条第３項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が１０００万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第２条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第６条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③　調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3　前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。

4　開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。

5　開札の結果、落札者がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。

ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。

6　前号の再度の入札の結果、落札者がないときは、最低価格提示者から順次見積り合せを行う。

二　契約上の注意事項

第1　契約書等

1　落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7 日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。

2　契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

3　契約締結後 14 日以内に契約金額内訳書を提出すること。

4　別添様式第６号の着手届及び別添様式第４号の業務管理者届をそれぞれ提出するこ

と。

5　業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ別添様式第５号の再委任等承諾申請書を提出すること。

第2　契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3　契約代金の支払

1　目的物が完成したときは、別添様式第７号の完了届を提出するものとする。

2　目的物が完成し、会社の検査に合格したときは、別添様式第８号の引渡書を提出すること。

3　完了代金は、別添様式第９号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三　その他の事項

1　入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。

2　入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはできない。

（様式第１号－１）

委　　任　　状

私は、（会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　　入札（見積）に関すること。

代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第１号－２）

委　　任　　状

私は、（支社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　一　入札（見積）に関すること。
　　二　復代理人を選任すること。
　　三　諸願届等に関すること。

住　　所

会 社 名

代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第２号）

（復代理人用）

委　　任　　状

私は、（支社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　　入札（見積）に関すること。

復 代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第３号）

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
会　社　名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名　　印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

（注）送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

（表面）

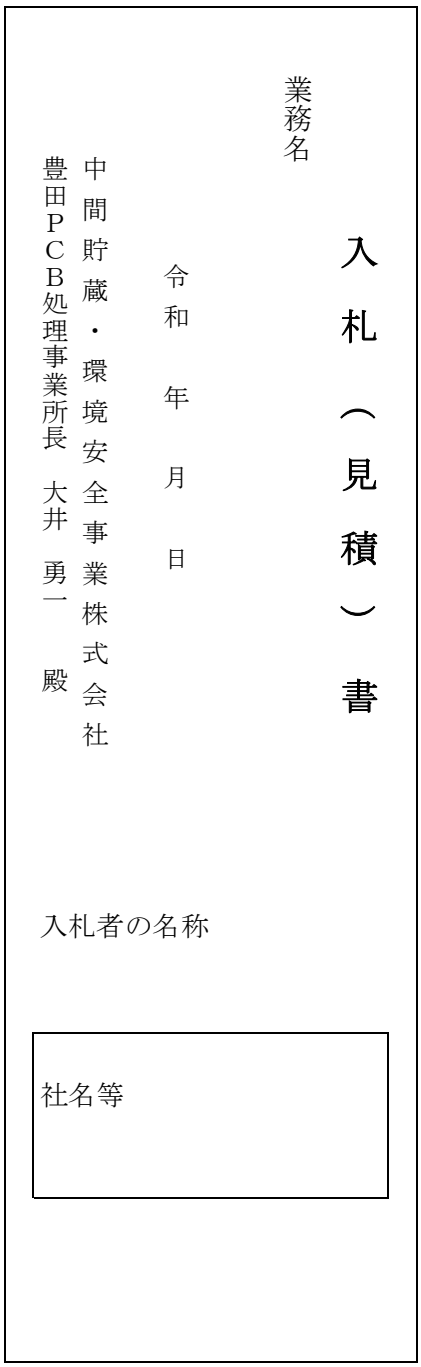

（裏面）

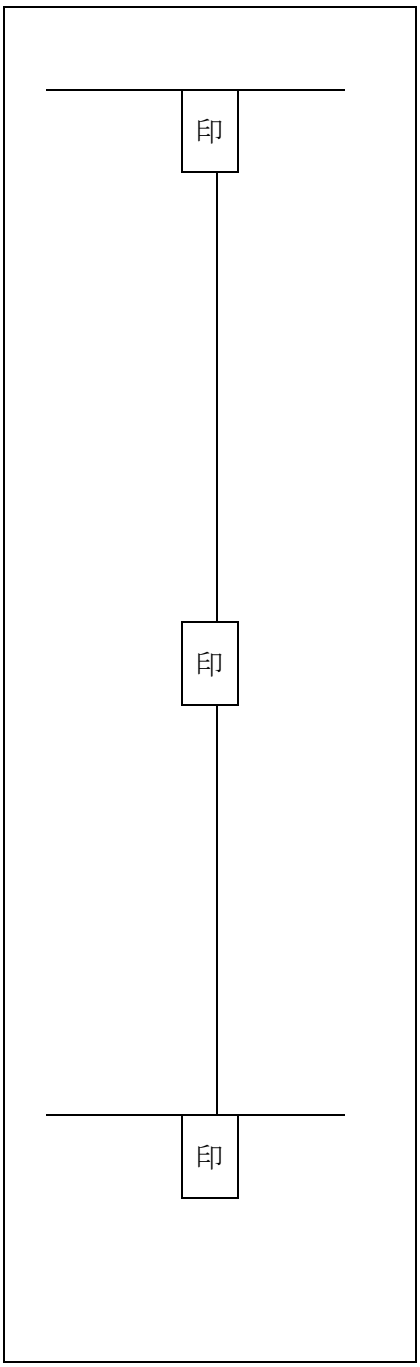

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所

会　社　名

代表者氏名　　印

業務管理者届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、（氏名＿＿＿＿＿＿＿＿）を業務管理者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けします。

（様式第４号－１）

経　　歴　　書

氏　　名

生　　年　　月　　日

最　　終　　学　　歴

資格及び取得年月日

職　　歴

業　　務　　歴

令和　　年　　月　　日

上記のとおり相違ありません。

氏　名　　印

（様式第５号）

再委任等承諾申請書

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第５条の規定に基づき承諾を求めます。

記

１　業務名：

２　契約金額：

３　再委任等を行う業務の範囲：

４　再委任等を行う業務に係る経費：

５　再委任等を必要とする理由：

６　再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：

７　再委任等を行う相手方を選定した理由（再委任等する業務を履行する能力など）：

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所

会　社　名

代表者氏名　　印

着　手　届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、令和　　年　　月　　日着手しますので、

お届けします。

（様式第７号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所

会　社　名

代表者氏名　　印

完　了　届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、令和　　年　　月　　日（一部）完了しましたので、お届けします。

（様式第８号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

引　　渡　　書

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記業務について、令和　年　月　日に　一部完了／完了　検査に合格いたしましたので、これをお引き渡し致します。

（様式第９号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印
（※適格請求書発行事業者登録：無・有 No.T　　）

代金支払請求書

業 務 名

上記の業務については、令和　　年　　月　　日に引渡しが完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金　　円
（内消費税 10％の金額　金　　円）

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関

支店名

預　金　種　別

口　座　番　号

口　座　名　義

~~（様式第１０号）~~

~~開札立会申込書~~

業 務 名	
開札日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分
開札場所	愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1 中間貯蔵・環境安全事業(株)　豊田PCB処理事業所
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL

① 開札立会は行いません。
② 開札後に各社にメールまたは電話にて結果を連絡します。
③ 開札についての問い合わせ先

愛知県豊田市細谷町３丁目１
中間貯蔵・環境安全事業(株)　豊田 PCB 処理事業所　総務課
電話 0565-25-3110　　FAX:0565-24-0543

（様式第１１号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長　大井　勇一　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

入札（見積）辞退書

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書

業務名	
会社名	印
担当者名	印

質問番号	仕様書頁	質　　問	回　　答

1．質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。
2．期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田PCB処理事業所長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和8年10月15日付で公告のありました「豊田PCB廃棄物処理施設　超大型コンデンサ解体エリア　給気用及び排気用活性炭吸着槽活性炭抜出業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、発注説明書４の競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．会社概要（パンフレット等）
２．直近３ヵ年度分の財務諸表（複写可）
３．全省庁統一資格（令和７・８・９年度）審査結果通知書

以上

担当者等連絡先(※本事項の記載により代表印省略可)
部 署 名:
責任者名:
担当者名:
Ｔ Ｅ Ｌ:
Ｆ Ａ Ｘ:
E-mail :

※(参考までにお知らせください)　適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号[有]（T　　）
(登録済の場合はTで始まる登録番号を入力).　[無]
(無しの場合は[有]に取り消し線を入力)